

帝京大学

教学マネジメントの推進に向けて

2026年4月

教育改革委員会

〈目 次〉

はじめに

I 教学マネジメントの確立	3
II 点検・評価の実施	3
III 「三つの方針」を通じた修得目標の策定・見直し.....	3
IV カリキュラムの体系性・有効性の確保	4
V シラバスの作成・改善	5
VI 適切な入学者選抜の実施	6
VII 学修成果・教育成果の評価	6
VIII 教学マネジメントを支える基盤の構築.....	7
IX 情報の公表内容の充実.....	7
X 教学マネジメントに関する各種要項・ガイドライン	
○ 点検・評価に係る要項.....	11
○ 点検・評価に係るガイドライン.....	13
○ 修得目標の策定・更新に係る要項.....	17
○ 修得目標の策定・更新に係るガイドライン.....	19
○ カリキュラムマップの作成・更新に係る要項.....	24
○ カリキュラムマップの作成・更新に係るガイドライン.....	26
○ カリキュラム改善計画の策定・更新に係る要項.....	29
○ カリキュラム改善計画の策定・更新に係るガイドライン.....	30
○ シラバス作成のためのガイドライン.....	31
○ 学修成果の評価に関するガイドライン.....	35
○ 学修ポートフォリオの活用に係る要項.....	37
○ 学修ポートフォリオの活用に係るガイドライン.....	38
○ 学外からの意見聴取に係る要項.....	41
○ 学生調査の実施に係る要項.....	43
○ 授業評価アンケートの実施に係る要項.....	45
○ アセスメント・ポリシーの策定・更新に係る要項.....	47

(参考資料)

・「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）概要」	1
・「教学マネジメント指針（概要）」	2
・「教学マネジメント指針「Ⅲ学修成果・教育成果の把握・可視化」（別紙1）」	3
・「教学マネジメント指針「Ⅲ学修成果・教育成果の把握・可視化」（別紙2）」	4
・「教学マネジメント指針「Ⅴ情報公表」（別紙3）」	8
・「教学マネジメント指針（用語解説）」	15

はじめに

【学修者本位の教育の実現】

テクノロジーの急速かつ継続的な進化、グローバリゼーションの一層の進展の中で、社会は個人間の相互依存を深めつつより複雑化・個別化しています。今後到来する予測困難な時代にあって、学生たちは卒業後も含めて常に学び続けていかなければなりません。学生自身が目標を明確に意識しつつ主体的に学修に取り組むこと、その成果を自ら適切に評価し、さらに必要な学びに踏み出していく自律的な学修者となることが求められています。こうしたことを背景とし、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月26日中央教育審議会答申）（以下「グランドデザイン答申」という。）においては、高等教育改革の実現すべき方向性として、高等教育機関がその多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育を行っていること、そのための多様で柔軟な教育研究体制が各高等教育機関に準備され、このような教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換されていくことを掲げ、「学修者本位の教育の実現」を謳っています。

【教育の質保証の課題】

一方で、18歳人口の減少等を背景に我が国の大学教育の質の変化を懸念する声も出ており、グランドデザイン答申には、高等教育の大衆化に伴う変容を前提としても、教育の質を保証するための現在の取組は不十分との認識が示されています。

こうした課題を乗り越え、大学教育が学修者本位の観点から十分な効果を上げることができるようにするためには、教育を目的とする組織としての大学が、教学マネジメントという考え方を重視していくことが必要です。

【教学マネジメントとは】

教学マネジメントは「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義され、自らの責任で自大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、教育の質を自ら保証する内部質保証体制を確立するものです。

【本学の取り組みについて】

本学では、学長のリーダーシップのもと全学的な教学マネジメントを推進するため、2021年度に教育改革委員会を設置し、種々の審議を重ねてきました。

教育改革委員会の審議のもと、建学の精神を踏まえ、3つのポリシーに基づいた全学的な教学マネジメントの確立を目指し、各学部・学科が教育活動におけるPDCAサイクルに基づいた取り組みを適切かつ継続的に実行できるように方針を定めました。

本学における教学マネジメントを確立し、学修者視点に立った教育の質保証を実現するためには、学部長や学科長に限らず、教育にかかわる全教職員が、共通の認識のもとに教育改革に取り組むことが重要です。

I 教学マネジメントの確立

帝京大学教育改革委員会を中心に、各キャンパス・学部等における教育研究活動の質の向上に向けた取り組みを行えるよう全学的な観点から改善の方向性を示し、点検・評価することによって、整合性の確保された教学マネジメントを確立します。

II 点検・評価の実施

本学では、「教育の質保証」を実現するための教学マネジメントのPDC Aサイクルの定着・推進を図ることを目的として、点検・評価を実施します。

2022年度以降、「三つの方針」を通じた修得目標の策定・見直し」「カリキュラムの体系的・有効性の確保」「シラバスの作成・改善」「適切な入学者選抜の実施」「学修成果・教育成果の評価」といった5つの項目（以下Ⅲ～Ⅶ）について、規定のフォーマットに則って、各学科にてその実施状況についての自己評価を実施します。（「適切な入学者選抜の実施」の項目は、2025年度より追加）

また、点検は各学科にて毎年実施することになりますが、評価は複数年に一度の実施となります。評価を実施する学科につきましては、事前に学長室よりご連絡いたします。点検、評価ともに、各学科より「点検・評価報告書」を学長室に提出していただき、その後、学科と学長室にて報告書の内容を基に、対話を行います。対話を通して、学科の認識しているカリキュラムに関する課題や検討状況、今後の改善の方向性について確認します。

※ 参照

「点検・評価に係る要項」、「点検・評価に係るガイドライン」

III 「三つの方針」を通じた修得目標の策定・見直し

大学における教育の質を保証するため、各大学において、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）、及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーを策定することが求められています。

① ディプロマ・ポリシー

各大学、学部、学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針

② カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修効果をどのように評価するのかを定める基本的な方針

③ アドミッション・ポリシー

各大学、学部、学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針

本学では、上記のディプロマ・ポリシーの他に、学科ごとに修得目標を定めております。

修得目標とは、ディプロマ・ポリシーを補完するものとして、学士課程の学生が卒業時まで身に付けるべき資質・能力を具体的に定義したものです。ディプロマ・ポリシーより具体度が高く、教育課程を点検する際の基準にも活用されます。

修得目標には、全学の修得目標と学科の修得目標があり、全学の修得目標とは、建学の精神を具体化したもので、全学生が身に付けるべき資質・能力であり、学科の修得目標は、全学の修得目標を含め、学科のディプロマ・ポリシーを具体化する形で、当該学科の学生が身に付けるべき資質・能力となります。

修得目標の策定については、学生に対して、分かりやすく適切な構成や表現になっているか、目標としてのレベルが適切であるかといった観点で検証していく必要があります。そのために、ガイドラインを作成していますので、それを基に点検・評価することとなります。

※ 参照

「修得目標の策定・更新に係る要項」「修得目標の策定・更新に係るガイドライン」

IV カリキュラムの体系性・有効性の確保

カリキュラムの体系性・有効性を点検・評価する上で、カリキュラムマップの作成が重要となります。カリキュラムマップとは、学科の科目と修得目標の関係を示した対応表のことです。

カリキュラムマップを学生に対して示すことで、学生は修得目標に沿った履修計画を立てられるようになります。

一方、授業を担当する教員に対しては、カリキュラムマップを確認することで、担当科目がどの修得目標の涵養・評価を担うものであるかを明確に意識した上で、シラバスを作成することができるようになります。

また、単位取得者数や履修者数データを用いて、修得目標の観点から科目の過不足や偏りを把握することで、修得目標に対する科目の体系性や有効性を確認することが可能となり、現行カリキュラムの課題を明らかにして、その改善の方向性を見出すことができます。

現行カリキュラムにおいて明らかになった課題については、可能な限り改善のための施策を具体的に作成します。カリキュラム改善計画は、中長期視点でカリキュラム改善の方向性を定めることを趣旨としていますので、毎年内容が変更となることのないよう、学科として目指す方向性を明確にして作成します。

※ 参照

「カリキュラムマップの作成・更新に係る要項」「カリキュラムマップの作成・更新に係るガイドライン」「カリキュラム改善計画の策定・更新に係る要項」「カリキュラム改善計画の策定・更新に係るガイドライン」

V シラバスの作成・改善

シラバスは、個々の授業科目について、学生と教員との共通理解を図る上で極めて重要な存在であり、かつ、成績評価の基点となるものであることを踏まえ、適切な項目を盛り込むことが必要です。

各教員が作成したシラバスについて、科目と修得目標の関係が適切にシラバスの中に落とし込まれているかを、学科として組織的に確認していきます。

また、同じ科目を複数の教員で担当している場合、または、同一の修得目標に紐づく科目について、シラバスを作成する際に担当教員間で事前に検討し、シラバスの内容を調整・統一することが望まれます。

※ 参照

「シラバス作成のためのガイドライン」

VI 適切な入学者選抜の実施

修業年限内で学修活動に用いることができる学生の時間は有限であるという視点から考えても、卒業までにすべての修得目標を確実に達成するためには、学生が入学段階で一定の資質・能力等を備えておく必要があります。そのために、アドミッション・ポリシーは、他の2つの方針と一体的に策定される必要があります。また、入学志願者に入学段階で備えておくべき資質・能力を具体的に示しておくことが重要となります。また、アドミッション・ポリシーに基づいて実施される入学者選抜が、当該資質・能力を評価・判定する上で適切なものとなっていたか点検・評価し、その結果を踏まえて入学者選抜方法および同方針の見直しを検討していくことになります。

VII 学修成果・教育成果の評価

学修成果・教育成果については、「学生の修得目標の達成度合いの把握」「就職率または国家試験合格率の向上に向けた取り組み」「学生調査の分析・活用」「授業評価アンケートの分析・活用」といった4つの項目を通じて、評価します。

「学生の修得目標の達成度合いの把握」は、学修ポートフォリオ上での学生の自己評価結果や学業成績、授業評価アンケート結果等のデータを収集・分析して実施します。

「就職率または国家試験合格率の向上に向けた取り組み」は、各学科で就職率または国家試験合格率をしっかりと把握し、その数値について分析した結果を踏まえて率の維持向上に向けた取り組み状況を確認します。

「学生調査の分析・活用」は、学生調査の結果・推移を把握し、学生の学修活動、満足度の数値の向上に向けた検討または取り組みに活用していくことになります。

「授業評価アンケートの分析・活用」は、授業評価アンケートの結果とその推移を学科全体で把握し、各授業科目の改善に活用していくことになります。

※ 参照

「学修成果の評価に関するガイドライン」「学修ポートフォリオの活用に係る要項」「学修ポートフォリオの活用に係るガイドライン」「学外からの意見聴取に係る要項」「学生調査の実施に係る要項」「授業評価アンケートの実施に係る要項」「アセスメント・ポリシーの策定・更新に係る要項」

VIII 教学マネジメントを支える基盤の構築

学修成果・教育成果を最大化するためには、教職員の能力向上が必要不可欠です。対象者の役職や経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを組織的かつ体系的に実施していく必要があります。加えて、FD・SDは、学修成果・教育成果の把握・可視化により得られた情報の共有、課題の分析、改善方策の立案等、実際に教育を改善する活動として位置付け、実施することが重要です。

FD活動については、各学部のFD委員会や高等教育開発センターを中心に企画・立案され、教育力の向上に向けた多様な研修機会を提供しています。SD活動については、「職階別研修」、「目的別研修」、「リーダー育成研修」、「外部機関研修」、「自己啓発研修」といった分類により本部人事課を中心に多様な研修機会を提供しています。今後、自己点検・評価の結果等を踏まえ、適宜、見直しを行い、充実・高度化を図ります。

また、教学IRは、教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上での基盤であり、学長をはじめとする学内の理解を促進するとともに、教学IRを実施する上で必要となる体制・制度の整備や人材の育成を進めていく必要があります。

IX 情報の公表内容の充実

大学自らが、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たしていくことが必要であり、また、大学教育の質の向上という観点からも、情報公表には重要な意義があります。

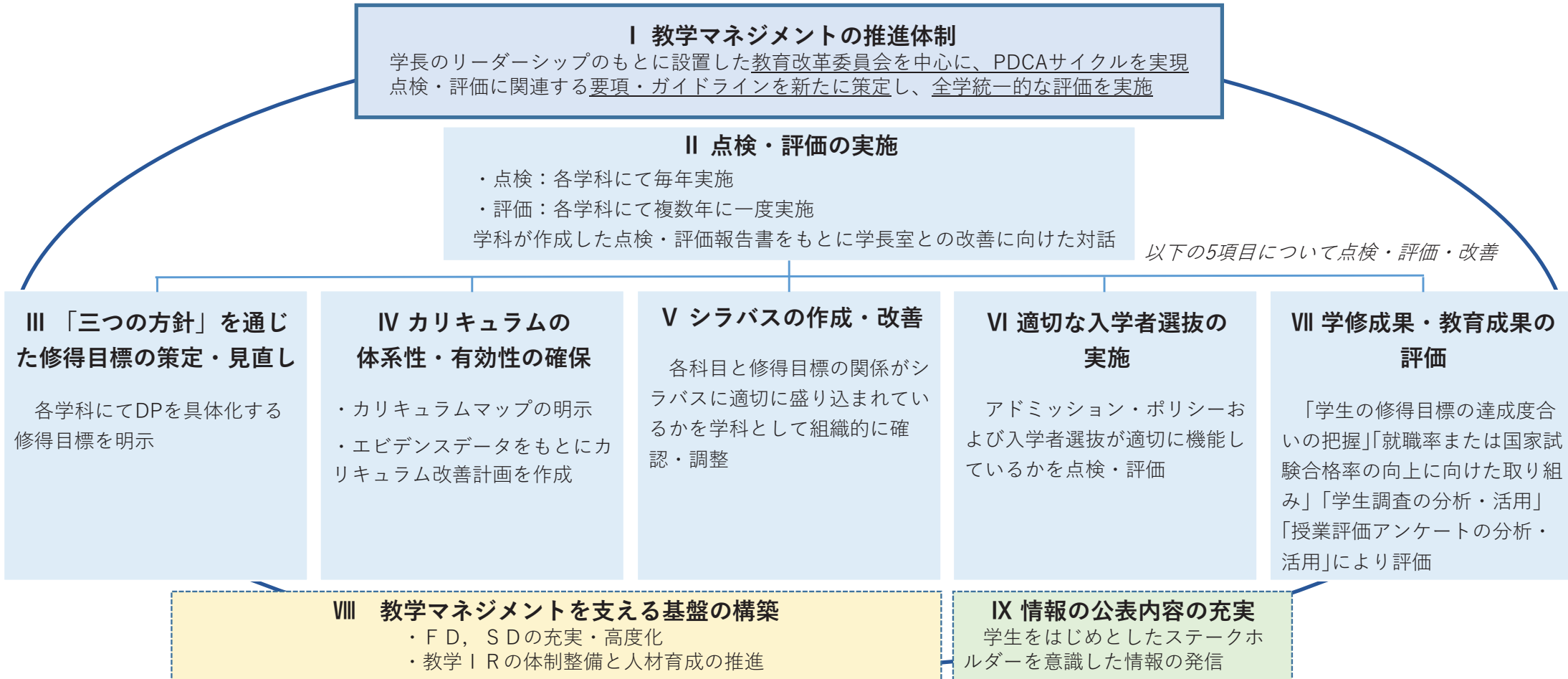
今後、本学がその有する強みと特色を生かして学修者本位の観点からその教育を充実していくためにも、学生の学修成果や大学全体の教育成果に関する情報をより自発的・積極的に公表していくことが必要です。また、社会との関係の深化に伴い、地域社会や産業界、大学進学者等の大学の外部からの声や期待を意識し、社会からの信頼と支援を得るという好循環を形成するため、さらに、社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進めるためにも、情報の公表を積極的に進めることが必要です。

このため、今後は、文部科学省「教学マネジメント指針」で示された、「公表の意義、公表することが考えられる内容、公表する情報の収集等の方法の考え方」を参考に情報の公表内容の充実を図ります。

教学マネジメントの推進に向けて（概要）

予測困難な時代における高等教育の実現すべき方向性は、
「学修者本位の教育の実現」☞「教育の質保証」☞「教学マネジメントの確立」！！

※大学がその教育目的を達成するための管理運営



X 教学マネジメントに関する 各種要項・ガイドライン

点検・評価に係る要項

1. 目的

- (1) 点検・評価は、以下の目的で行う。
 - ① 教育の質保証のための各学科等での取組状況・成果の可視化と、教育の継続的な改善の支援
 - ② 教育改革委員会で定めた方針の各学科等での具体化・定着に係る状況の確認

2. 点検・評価の実施頻度

- (1) 点検は毎年度実施する。
- (2) 評価は学科毎の前年度の点検結果、および直近の状況等を踏まえて、学長室が指定した学科に対して実施する。

3. 点検の実施方法

- (1) 点検で確認する項目については、別に定める。
- (2) 点検の実施方法は、以下の通りとする。
 - ① 学長室は各学科に対して点検の実施を依頼する。
 - ② 各学科の学科長は、点検項目についてその時点での検討・取組状況に関する自己評価を実施し、学長室に報告書を提出する。
 - ③ 報告書の作成に当たっては、所管する各学科について学部長がその作成を監督・支援する。
 - ④ 各学科から提出された報告書は、学長室が内容を確認する。
 - ⑤ 学長室は各学科の報告書の内容を確認後、各学科長と教育改善に向けた対話を実施し、学部・学科の検討状況、課題認識等について確認する。
 - ⑥ 学長室は全ての学科の報告書をまとめ、その内容を外部評価員が確認する。
 - ⑦ 全ての学科との対話を終えた学長室は、当該年度の点検結果を年度内に学長及び教学担当副学長に報告する。

4. 評価の実施方法

- (1) 評価で確認する項目については、別に定める。
- (2) 評価の実施方法は、以下の通りとする。
 - ① 学長室は、評価の対象学科に対して、評価を実施する前年度中に、次年度の対象学科である旨の決定通知を行う。
 - ② 学長室は評価の対象学科に対して、評価の実施を依頼する。
 - ③ 各学科の学科長は、点検項目についてその時点での検討・取組状況に関する自己評価を実施し、学長室に報告書とエビデンス資料を提出する。

- ④ 報告書の作成に当たっては、所管する各学科について学部長がその作成を監督・支援する。
- ⑤ 各学科から提出された報告書は、学長室が内容を確認する。
- ⑥ 学長室は各学科の報告書の内容とエビデンス資料を確認後、各学科長と教育改善に向けた対話を実施し、学部・学科の自己評価の妥当性や検討状況、課題認識等について確認する。
- ⑦ 学長室は全ての学科の報告書をまとめ、その内容を外部評価員が確認する。
- ⑧ 全ての学科との対話を終えた学長室は、当該年度の評価結果を年度内に学長及び教学担当副学長に報告する。

5. 点検・評価の結果の活用

- (1) 学部長・学科長は、点検・評価の結果を教育改善に係る計画・検討に活用する。
- (2) 当該学科の学科長は、点検・評価にて顕在化した課題をカリキュラム改善計画に反映する。

6. 改廃

- (1) この要項の改廃は、学長及び教学担当副学長の承認を得た上で、学長室が行う。当該変更について教育改革委員会で報告する。

適用

- 1. この要項は、2022（令和4）年4月1日から適用する。
- 2. この要項は、2023（令和5）年4月1日から適用する。

点検・評価に係るガイドライン

1 点検・評価実施の目的

- ・ 点検・評価では、以下2つの目的をもとに実施する。

① PDCAサイクルの定着・推進

- ・ 教育改革委員会で定めたPDCAサイクルに関わる事柄の各学部・学科の実施状況を確認する。
- ・ 共通の評価項目・基準で点検・評価を実施することで、同じPDCAサイクルが全学部・学科で回る状態を目指す。

② 各部局の状況把握と学内のグッドプラクティスの共有

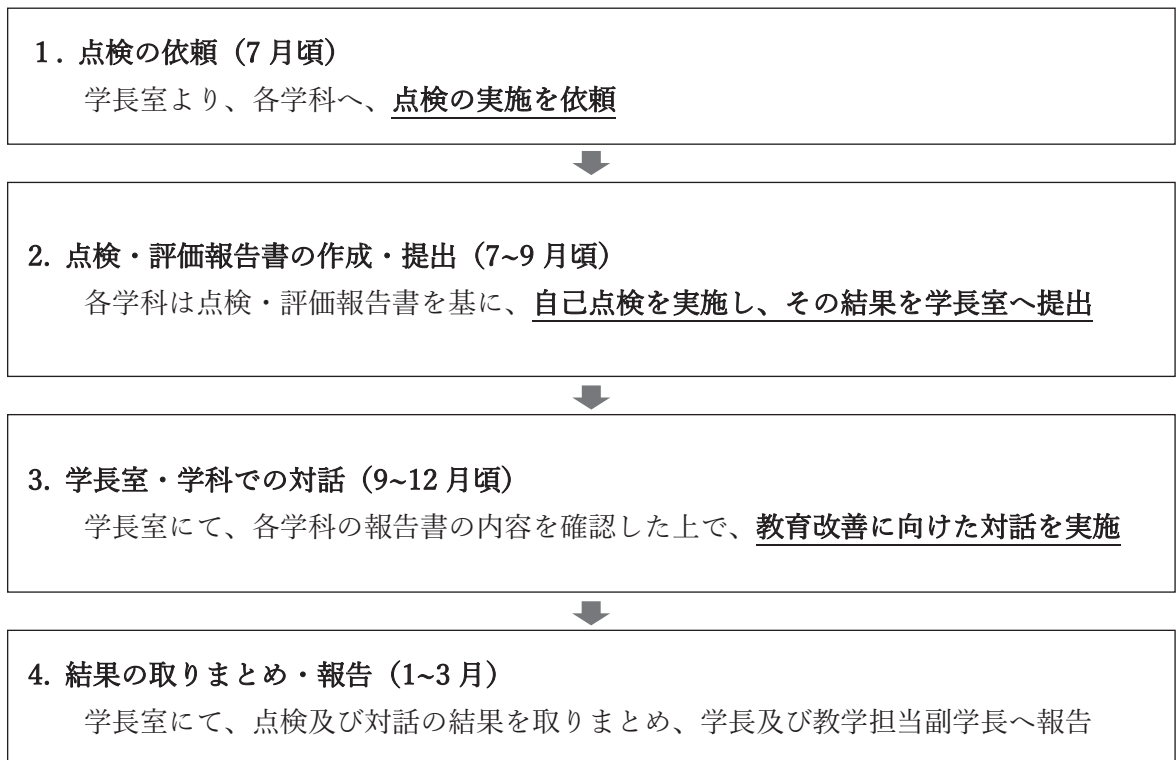
- ・ より良い学修成果・教育成果を上げるために各学部・学科が何を考え、実施しているかを把握する。
- ・ 他学科の模範となりうるような学内のグッドプラクティスを共有する。

2 点検・評価の進め方

2.1 点検の実施手順

- ・ 点検は毎年、委員会で定めた項目について、各学科が自己点検を実施する。
- ・ その結果を「点検・評価報告書」として学長室に提出し、その内容を基に学長室・学科で対話を実施、課題や今後の改善の方向性について確認する。

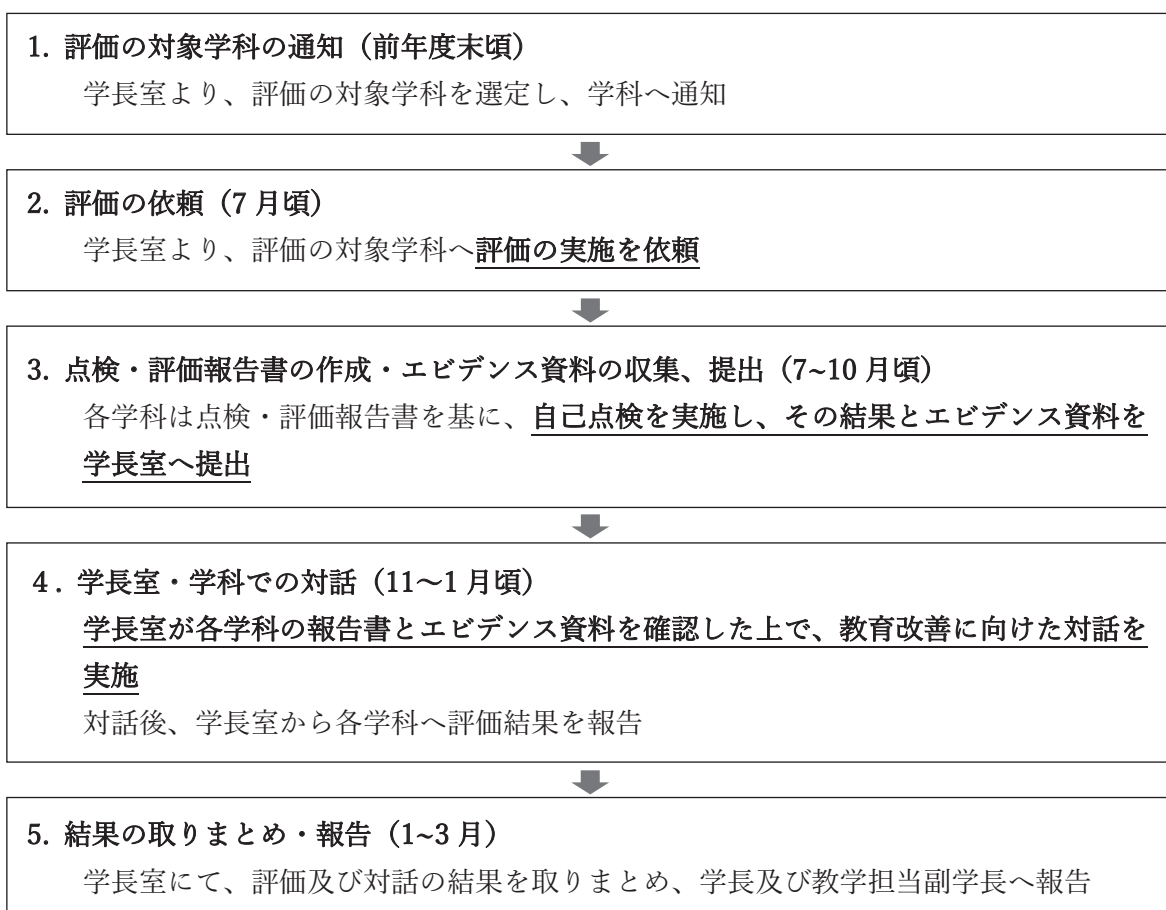
点検の実施手順は以下のとおり。



2.2 評価の実施手順

- ・ 評価は複数年に1回、学科間のローテーションで実施する。
- ・ 点検と同様の報告書にエビデンス資料を添付して提出し、学科の自己評価の妥当性を学長室が検証する。その上で、学長室・学科で評価結果の報告および教育改善に向けた対話を実施する。

評価の実施手順は以下のとおり。



3 評価項目と評価基準の考え方

3.1 点検・評価の評価項目

- ・ 点検・評価は以下の5セクション、10項目で実施する。

【実施項目】

セクション		項目	
1.	修得目標の策定・見直し	①	構成や表現の妥当性や目標としてのレベルの確認
2.	カリキュラムの体系性・有効性の確保及び効果的・効率的な編成・運営	①	修得目標に対する体系性・有効性の確認
		②	効果的・効率的な教育課程の編成・運営に向けた取り組み
3.	シラバスの作成・改善	①	組織的なシラバスチェックの実施
		②	担当教員間の調整
4.	入学者選抜	①	入学者選抜の適切性の確認
5.	学修成果及び教育成果の評価	①	学生の修得目標の達成度合いの把握
		②	就職率・国家試験合格率の向上に向けた取り組み
		③	学生調査の分析・活用
		④	授業評価アンケートの分析・活用

3.2 評価基準の考え方

- ・ 各項目の点検・評価は、4～1の4段階の評定尺度を基に実施する。
- ・ 各項目の評価基準はルーブリックにて示し、統一的な評価を実施する。

【評定尺度】

評価点	評価基準
4	必要な情報に基づき、現状把握・分析し、具体的な活用や取り組みによって、向上や改善が見られているレベル
3	必要な情報に基づき、現状把握・分析し、具体的な取り組みを実施しているレベル
2	必要な情報を収集し、現状把握・分析ができているレベル
1	必要な情報を収集し、確認まで実施しているレベル

4 点検・評価結果についての報告内容

・ 点検・評価結果は、点検・評価報告書に基づき、各項目について報告する。

① **自己評価結果**：各項目について、4～1 の選択形式で、学科の達成状況を記入。

② **評価理由**：各項目について、当該評価を選択した理由を記入。

③ **課題**：各項目についての課題や改善点を記入。

※ 点検・評価にて顕在化した課題は、カリキュラム改善計画に改善施策を記入。

④ **特筆すべき取り組み**：他学科の参考となるような、学科独自の取り組みがあれば記入。

⑤ **エビデンス資料**(※)：根拠となるデータや検討経緯または取組を示す資料、議事録等。

※ 「点検・評価報告書」には毎年エビデンス資料を記入いただくが、記載したエビデンス資料を実際に提出するのは「評価」の実施年のみとする

修得目標の策定・更新に係る要項

1. 目的

(1) 修得目標は以下の目的のために策定する。

- ① 【学修到達目標として】学生が卒業後の社会・職業生活も見据えて学修の指針として活用できるような、具体性・実用性を備えた学修到達目標が必要であるため。
- ② 【教育目標として】大学・学科等が学修者の視点に立って教育課程の計画・改善を推進していくための指針とするため。

2. 種類と策定の単位

(1) 修得目標の種類とその策定単位との対応関係は、以下の通りとする。

種類	策定の単位	内容
全学の修得目標	大学全体	建学の精神を具体化したもので、全学生が身に付けるべき資質・能力を定める。
学科の修得目標	学科等	「全学の修得目標」の内容を含め、学科のディプロマ・ポリシーを具体化する形で、当該学科の学生が身に付けるべき資質・能力を定める。

3. 新規策定の手続き

(1) 学科等の新設に伴って「学科の修得目標」を新たに策定する際の手続きは、次の通りとする。

- ① 学科等の設置時には、学長室は関係する学部の学部長に修得目標の策定を依頼する。
- ② 学長室から策定の依頼を受けた学部長は、修得目標の素案を学長室に提出する。
- ③ 素案の提出を受けた学長室は、その内容を確認する。

4. 更新の手続き

(1) 「全学の修得目標」の更新に係る手続きは、次の通りとする。

- ① 「全学の修得目標」の更新を行う際は、学長室が起案し、学長及び教学担当副学長の承認を得る。
- ② 学長及び教学担当副学長の承認を得た更新版は、学長室が教育改革委員会にて報告する。

(2) 「学科の修得目標」の更新に係る手続きは、次の通りとする。

- ① 修得目標を更新する学科等については、その責任教員が修得目標の修正案を作成し、学部長の承認後、学長室に提出する。
- ② 修正案の提出を受けた学長室は、その内容を確認する。
- ③ 学長室の確認後、責任教員は、教授会の審議にかける。

5. 公開の手続き

- (1) 修得目標の策定・更新時には、学修ポートフォリオ及び必要に応じてその他の媒体上で学生・学外に対して公開する。

6. 改廃

- (1) この要項の改廃は、学長及び教学担当副学長の承認を得た上で、学長室が行う。当該変更について教育改革委員会で報告する。

適用

1. この要項は、2022（令和4）年4月1日から適用する。
2. この要項は、2023（令和5）年4月1日から適用する。

修得目標の策定・更新に係るガイドライン

1. 修得目標の策定の目的

- 学生目線：学修の到達目標として
 - 学生が卒業後の社会・職業生活も見据えて学修の指針として活用できるような、具体性・実用性を備えた学修到達目標とするため
- 教員目線：教育の目標として
 - 大学・学科等が学修者の視点に立って教育課程の計画・改善を推進していくための指針とするため

2. 更新のためのチェックリスト

項目	No.	チェックリスト	チェック
内容	1	学科の修得目標(レベル2)は全学の修得目標(レベル2)の内容を網羅している	
構造	2	ひとつのレベル2に複数の学修成果の4要素*が混在していない	
	3	修得目標どうしの関係はorではなくandである	
	4	同じレベル1に紐づくレベル2どうしに重複がない	
	5	数は多すぎず少なすぎない	
	評価可能性	6	在学中に観察できる行為で書かれている
目標としての水準	7	現実的かつチャレンジングな水準で書かれている	
具体性	8	観察可能な行為で書かれている	
	9	曖昧な修飾語を使用していない（「高いレベルで～ができる」等）	
主語	10	学生を主語として書かれている	

※ 学修成果の4要素とは、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学習経験と創造的思考力」を指す。

(1) 学科の修得目標(レベル2)は全学の修得目標(レベル2)の内容を網羅している

- 全学の修得目標それぞれについて、学科の修得目標のどれに対応しているかを確認する
(全学の修得目標と学科の修得目標は、原則1対1の紐づけとする)
- 全学の修得目標と紐づける学科の修得目標は、共通教育科目が紐づけられることを想定し、専門性の高い表現が含まれていないものにする
- 全学と学科の修得目標の4要素は一致させる(全学の修得目標の4要素は変更不可)
- 全学の修得目標にあって自学科の修得目標にないものについては、その内容を追加する
- 全学の修得目標の内容を取り込む際には、それぞれの学問特性や目指す学生像を踏まえて、学科なりの表現で記述し直す※1
- どの全学の修得目標にも紐づかない目標が含まれていても構わない(それは学科独自の目標となる)

※1 全学の修得目標は全ての学科に所属する学生が身に付けなければならない共通の資質・能力を定めたものであるため、学科の修得目標よりも一般的な表現(抽象的な表現)を用いている。このため、対応する学科の修得目標は、その内容を含む必要がある。

全学の修得目標との対応関係の確認作業

		全学の修得目標	
		ある	ない
学科の修得目標	ある	どの全学の修得目標に対応するかを確認	対応不要 (学科独自の内容)
	ない	その内容を学科の修得目標に追加	-

(2) ひとつのレベル2に複数の学修成果の4要素が混在していない

- 「ひとつのレベル2にひとつの4要素」の原則が守られているかを確認する
- 4要素のどれかひとつにスムーズに紐づけることができない場合は、記述が曖昧であるか、異なる能力要素を混在させてしまっている可能性が高い。そのようなレベル2は複数に分割する
- 複数の4要素が混在すると、その達成度を評価する際に評価項目・基準が複雑になってしまうことに加え、カリキュラム点検において授業科目との対応関係を調べる際に、科目の過不足を正確に測ることができなくなってしまう
- また、レベル2それぞれについて、適切な学修成果の4要素に紐付けられているかを改めて確認する

4 要素の構成

学修成果の4要素	各要素を構成する13項目
知識・理解	○ 人類の文化・社会・自然に関する幅広い知識 ○ 多文化・異文化理解
汎用的技能	○ コミュニケーションスキル（日本語と外国語による読み・書き・聞き・話す能力） ○ 数量的スキル（数的・論理的分析力） ○ 情報リテラシー（ICTを用いた情報収集・分析・活用） ○ 論理的思考力 ○ 問題解決力
態度・志向性	○ 自己管理能力 ○ 倫理観 ○ 生涯学習力 ○ チームワーク、リーダーシップ ○ 市民としての社会的責任
統合的学習経験と創造的思考力	○ 獲得した知識・技能・態度を総合的に活用し、新たな課題を設定・解決する能力

4要素が混在した修得目標を用いた際のカリキュラム点検（イメージ）

科目	科目A	科目B	科目C	科目D	科目E	科目F	科目G
修得目標レベル2							
批判的思考と自己管理能力を身に付けている							
			○			○	
				○		○	
	○		○		○		

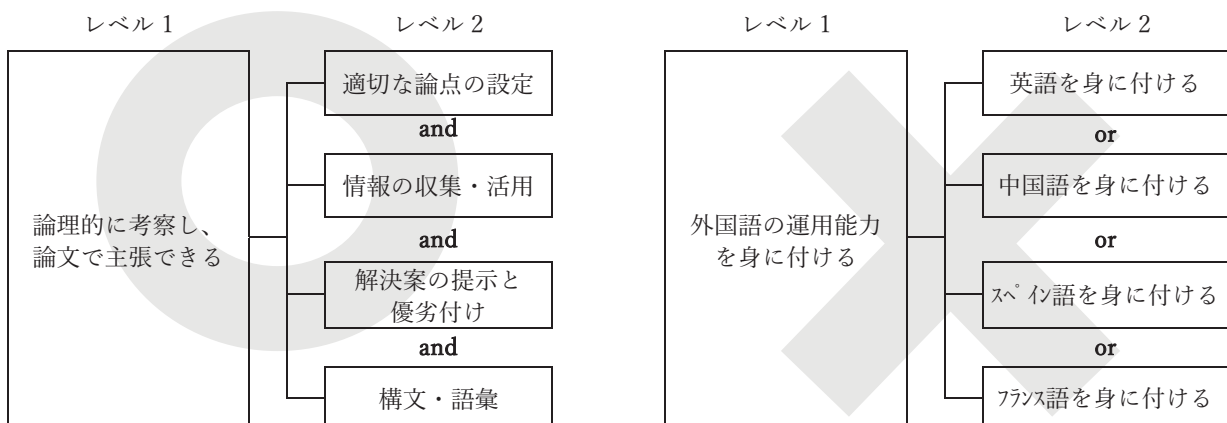
これでは

- ・ 批判的思考だけに対応する科目ならばあったのか
- ・ 自己管理能力だけに対応する科目ならばあったのかが分からない。

(3) 修得目標どうしの関係は or ではなく and である

- ・ 特にレベル2 どうしの関係が、or になっていないかを確認する
- ・ 修得目標に定める資質・能力は、卒業時までには全ての学生に修得してもらう公約数的なものであるため、レベル1もレベル2も「そのどれかひとつ」を身に付けてもらうものではなく、「その全て」を身に付けてもらうものとして定める必要がある

レベル1→レベル2の分解のイメージ



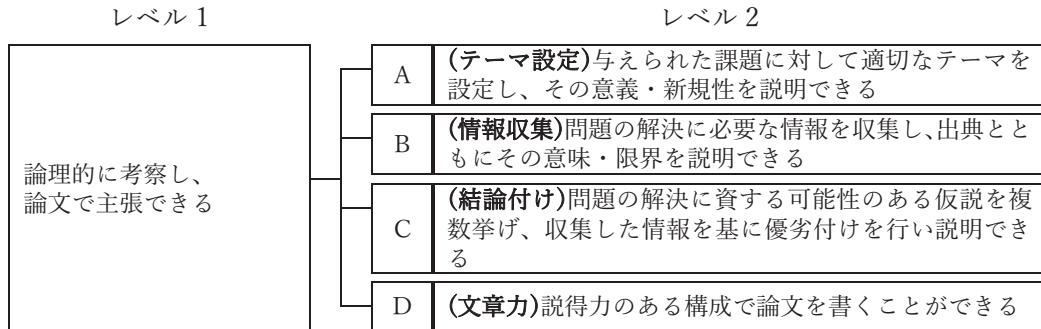
- ・ レベル2すべてを身に付ければ、レベル1が身に付く。レベル2間の関係はandになっている

- ・ “どれか一つ”を身に付けてもらおうとして、レベル2間の関係がorになってしまっている

(4) 同じレベル1に紐づくレベル2 どうしに重複がない

- 同じレベル1に紐づくレベル2 どうしの内容に重複がないか、また学生にとって違いが明瞭に分かるかを確認する
- レベル2 どうしの隠れた重複をあぶりだすためには、「一言で言えば何なのか」を考えてみるのがひとつの手段として有効

「一言で言えば何なのか」を併記してレベル2を整理し直した場合のイメージ



- 「一言で言えば何なのか」を併記することでメッセージがクリアかつ具体的になり、レベル2間の違いも分かりやすくなる
- 「一言で言えば何なのか」の検討は重複の発言につながり得る(一言に言い換えると同じになってしまうならば、ほぼ重複している内容とみなして一つにまとめてしまう)

(5) 数は多すぎず少なすぎない

- 修得目標の数はあくまで結果であるため、数それ自体に拘る必要はないが、レベル1を具体化・細分化したものがレベル2であるため、1つのレベル1に対して、2つ以上のレベル2を紐づける必要がある
- 数が多すぎると教育目標として管理困難であり、学生にとっても分かりづらくなってしまいうため、1つのレベル1に対して、紐づけるレベル2は5つ程度までとすることが望ましい

(6) 在学中に観察できる行為で書かれている

- 達成度を評価することを前提に、在学中に観察できる行為であるかを確認する
- 例えば、シーンを卒業後に限定している目標(例:就職先で~できる)やタイムスパンが長い目標(例:生涯を通して学習できる)等は、「そのような学習者ならば在学中に何を達成できているか」を推測し、在学中の行為に置き換えて書く

(7) 現実的かつチャレンジングな水準で書かれている

- 卒業認定・学位授与の基準として相応しい水準の目標になっているか、特に、難しすぎる内容とっていないか確認する
- 「問題を解決できる」「リーダーシップがある」等の一般的な表現は、学習者にとって具体的な水準を把握しにくく、一般に、高度な目標に見えてしまう傾向があるため、記述を具体化することで水準を明確化する

(8) 観察可能な行為で書かれている

- 修得目標には可能な限り、評価者（教員）にとって観察できる行為を書く
- 観察可能な行為を記述することで目標が具体的になる。また、その目標が達成されたかの評価が容易になる（特に、態度・志向性については、その結果としての行為を記述することではじめて評価が可能になる）

修正が必要な表現の例

修正が必要な表現の例		修正方法	表現の修正案 ※1
その行為自体はしているか/していないかが観察者には分からないもの	認識できる 尊重できる 理解できる 気づくことができる	その結果としての行為を考える	多様な価値観を尊重できる →多様な価値観を尊重し、対立に陥らず議論できる
観察できるようで、実際に観察者の目に映るのはより具体的な別の行為であるもの	行動できる 責任を果たすことができる 関与できる 貢献できる 解決できる リーダーシップを執ることができる	実際に観察される行為は何かを考える（「どうやって」を考える）	チームに貢献できる →チーム内の議論に加わり、自分の意見を主張できる
学修そのもの	学習できる 修得できる	学んだ結果として何が出来るかを考える	知識を修得できる →知識を説明できる

※1 上表に挙げた修正案は、あくまで参考のための一例。何が観察でき、評価できるかは、各学科のカリキュラムや教育・学修環境に左右される。また、どのような行為に置き換えるかはその学科の「何を身に付けてもらいたいのか」の意志を反映するため、同じ動詞・表現でも置き換える行為は学科によって異なりうる。

(9) 曖昧な修飾語を使用していない

- 形容詞・副詞は極力使わず、他の具体的な表現で言い換えられないかを確認する
- 特に、「高いレベルで～ができる」等、目標の内容や水準を不必要に曖昧化する形容詞・副詞は用いない

(10) 学生を主語として書かれている

- 学生の立場で「何が出来るか」を示す表現になっているか確認する。
- 語尾は「～できる」で書かれていることが望ましいが、適さない場合は別の表現で記載する。

カリキュラムマップの作成・更新に係る要項

1. 目的

- (1) カリキュラムマップは、以下の目的のために作成する。
- ① 【学生に対するカリキュラムの説明】カリキュラムマップ等の作成・公開によって、修得目標と科目の対応関係を学生に対して示し、修得目標に沿って履修計画を立てられるようにするため。
 - ② 【教育の改善】修得目標に対する体系性・有効性を確認することで、現行カリキュラムの課題を明らかにし、その改善の指針とするため。

2. 種類と作成の単位

- (1) 修得目標と科目の紐付けは、以下の通り行う。

種類	作成の単位	作成部署
学科の修得目標	学科の専門科目	学科
全学の修得目標	キャンパス共通教育科目	キャンパス共通教育科目の所管部署

- (2) 修得目標と科目の紐付けは、専門科目とキャンパス共通教育科目とで分けて行うが、修得目標に対する体系性・有効性は、キャンパス共通教育科目も含んだ全科目を対象に確認する。
- (3) カリキュラムマップは、「全学の修得目標」と「学科の修得目標」の結びつきを基に、キャンパス共通教育科目の紐付け結果を各学科等による紐付け結果に統合することによって、作成する。

3. 新規作成の手続き

- (1) 学科等の新設に伴ってカリキュラムマップを新たに作成する際の手続きは、次の通りとする。
- ① 学科等の設置時には、学長室は関係する学部の学部長にカリキュラムマップの作成を依頼する。
 - ② 学長室から作成の依頼を受けた学部長は、カリキュラムマップの素案を学長室に提出する。
 - ③ 素案の提出を受けた学長室は、その内容を確認する。

4. 更新の手続き

- (1) カリキュラムマップの更新に係る手続きは、次の通りとする。
- ① 学長室は、学科等の専門科目及びキャンパス共通教育科目のカリキュラムマップの更新を、各部署に依頼する。

- ② 学科等の責任教員及びキャンパス共通教育科目の所管部署は、翌年度の開講科目を追加したうえで、修得目標と科目の紐づけを確認し、学部長の承認後、更新したカリキュラムマップを学長室へ提出する。
- ③ カリキュラムマップを受領した学長室は、キャンパス共通教育科目のカリキュラムマップを学科の専門科目のカリキュラムマップに統合し、各学科等の責任教員に確認を依頼する。
- ④ 学科等の責任教員は、更新したカリキュラムマップを教授会の審議にかける。
- ⑤ カリキュラムマップの更新後、各学科等の責任教員は、各授業の担当教員に対してカリキュラムマップの説明と、シラバス記入の際の留意事項を説明する。

5. 公開の手続き

- (1) カリキュラムマップの作成・更新時には、学修ポートフォリオ及び必要に応じてその他の媒体上で学生・学外に対して公開する。
- (2) 作成したカリキュラムマップにおける修得目標と授業科目の対応関係については、シラバスの到達目標等への落とし込みを通じて、授業科目にも反映し、各学科等にて、授業内またはガイダンス等を通じて学生にその目的・内容の説明を行う。

6. 改廃

- (1) この要項の改廃は、学長及び教学担当副学長の承認を得た上で、学長室が行う。当該変更について教育改革委員会で報告する。

適用

1. この要項は、2022（令和4）年4月1日から適用する。
2. この要項は、2023（令和5）年4月1日から適用する。

カリキュラムマップの作成・更新に係るガイドライン

1. カリキュラムマップ作成の目的

カリキュラムマップは修得目標と授業科目との対応関係を可視化するものであり、次の役割を担う

- ・ **学生にとっての履修の指針**
カリキュラムマップを確認することで、学生は修得目標の視点で履修計画を立てられるようになる
- ・ **教員にとってのシラバス執筆の指針**
カリキュラムマップを確認することで、各教員は担当科目がどの修得目標の涵養・評価を担うものであるかを明確に意識した上でシラバスを作成することができるようになる
- ・ **学部・学科にとってのカリキュラム改善の指針**
カリキュラムマップを確認することで、各学部・学科は修得目標の観点から科目の過不足・偏りを把握し、改善施策を検討することができるようになる

2. カリキュラムマップ作成にあたっての留意点

- 一科目あたりの○の数(紐づく修得目標の数)は多すぎないか
- その科目に関係する全ての修得目標に○をつけるのではなく、各科目が特にどの修得目標の涵養・評価を担うものであるかを考えて、**科目の役割に濃淡をつけることがカリキュラムマップの目的**である。
- 紐づく修得目標は、その授業科目のシラバスで「授業の到達目標」として具体化し、さらに授業評価アンケートでその到達度を確認することになるので、**一科目に紐づく修得目標の数は多くても5個程度に収める**ことが望ましい。
- 演習・実験・実習等の授業形態の科目は、**総合的な学修に関する科目であるため、その他の科目よりも○が多くなっても問題はない。**この点(それまでの学修の総まとめに関する科目であること)を明確に示すために、当該科目については、例外的に多数の○をつけることに合理性がある
- **学部共通科目については、学科間で紐づく修得目標に大きな相違がないことを確認する**
 - ・ 同一科目において、学科間に対応する修得目標の内容に著しい相違がないか確認する
 - ・ 学科ごとに修得目標が異なるため、2学科間で全く矛盾する修得目標が紐づいていないかを確認する

3. カリキュラムマップを用いて修得目標に対する体系性・有効性を判断する方法

- 体系性は下表の2つの視点から判断する

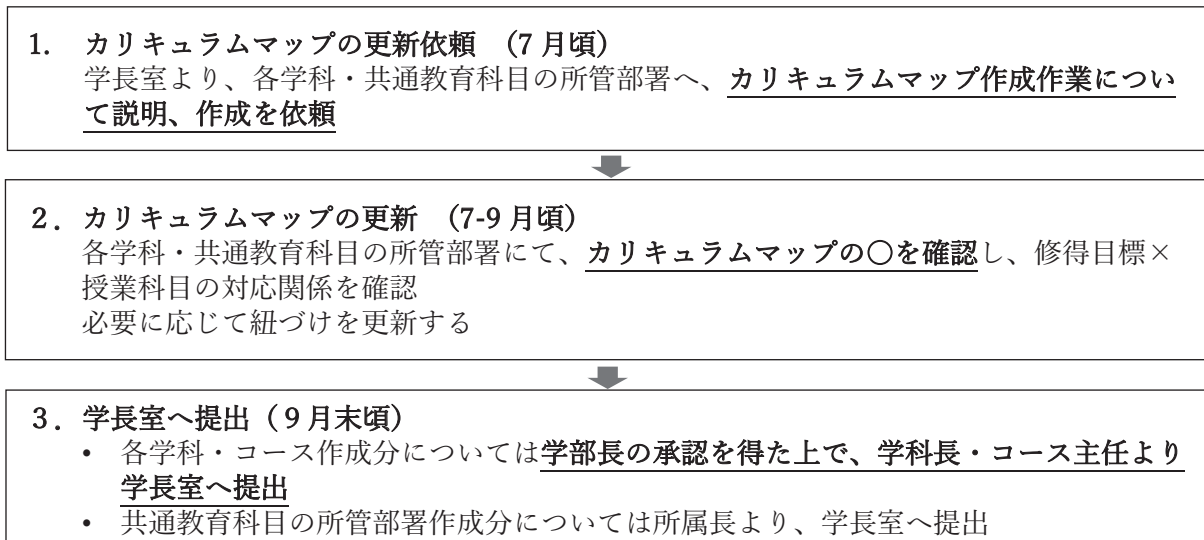
「体系性」を判断するための2つの視点	参照すべき情報	具体的に確認すべきポイントの例
(1) 全ての学生に修得目標の修得の機会を十分に提供できているか	<ul style="list-style-type: none"> 科目数 必選別 履修者数 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての修得目標に対応する科目があるか 各修得目標に紐づく科目は実際に各学生に履修されているか
(2) 実際にそれが学生の修得目標の達成に結びついているか	<ul style="list-style-type: none"> 学修成果 	<ul style="list-style-type: none"> 各年次における学生の修得目標の達成状況は想定の水準に達しているか

- 有効性は下表の2つの視点から判断する

「有効性」を判断するための2つの視点	参照すべき情報	具体的に確認すべきポイントの例
(1) 修得目標に対する科目配置の著しい偏りはないか	<ul style="list-style-type: none"> 科目数 学修成果 	<ul style="list-style-type: none"> 学生の達成状況から見て明らかに他に拡充すべき修得目標がある中で、他の修得目標に必要以上の科目が置かれていないか
(2) 履修者数が極端に少ない科目を放置していないか	<ul style="list-style-type: none"> 履修者数 	<ul style="list-style-type: none"> 履修者数10人未満かつ非アクティブラーニングの科目がないか

4. カリキュラムマップの作成手順

カリキュラムマップの更新手順は以下のとおり。





4. カリキュラムマップを統合（10-11月頃）
学長室にて、キャンパス共通教育科目のカリキュラムマップを、学科の専門科目のカリキュラムマップに統合



5. データの共有（11-12月頃）
学長室にて統合したカリキュラムマップ等を学科・コース、キャンパス教務課へ共有

カリキュラム改善計画の策定・更新に係る要項

1. 目的

- (1) カリキュラム改善計画は、毎年の点検・評価を基に、継続的なカリキュラムの改善を図るために行う。

2. 策定の単位

- (1) カリキュラム改善計画は、各学科等及びキャンパス共通教育科目の所管部署にて策定する。

3. 更新の手続き

- (1) カリキュラム改善計画は、その年の点検・評価結果を踏まえ、向こう3年間のカリキュラム改善に係る計画に際し、毎年、継続的に更新するものとする。
- (2) 学科等における改善計画の更新に係る手続きは、次の通りとする。
 - ① 学長室は、学科等の責任教員に対して、改善計画の更新を依頼する。
 - ② 学長室から更新の依頼を受けた責任教員は、改善計画を更新し、学部長の承認後、学長室に提出する。
 - ③ 改善計画の提出を受けた学長室は、その内容を確認する。
 - ④ 学長室の確認後、責任教員は、教授会の審議にかける。
 - ⑤ 各学科等の改善計画の更新内容及び進捗状況は、学長室がまとめて学長及び教学担当副学長に対して報告する。
- (3) キャンパス共通教育科目の改善計画の更新に係る手続きについても、基本的に学科等における改善計画の更新に係る手続きと同様に、その責任教員が行う。

4. 改廃

- (1) この要項の改廃は、学長及び教学担当副学長の承認を得た上で、学長室が行う。当該変更について教育改革委員会で報告する。

適用

1. この要項は、2022（令和4）年4月1日から適用する。
2. この要項は、2023（令和5）年4月1日から適用する。

カリキュラム改善計画の策定・更新に係るガイドライン

1 カリキュラム改善計画の策定の目的

カリキュラムの課題と改善のための施策を言語化することで、目指す方向性と実際の変化を可視化し、共通の認識・理解に立って改革を進めること

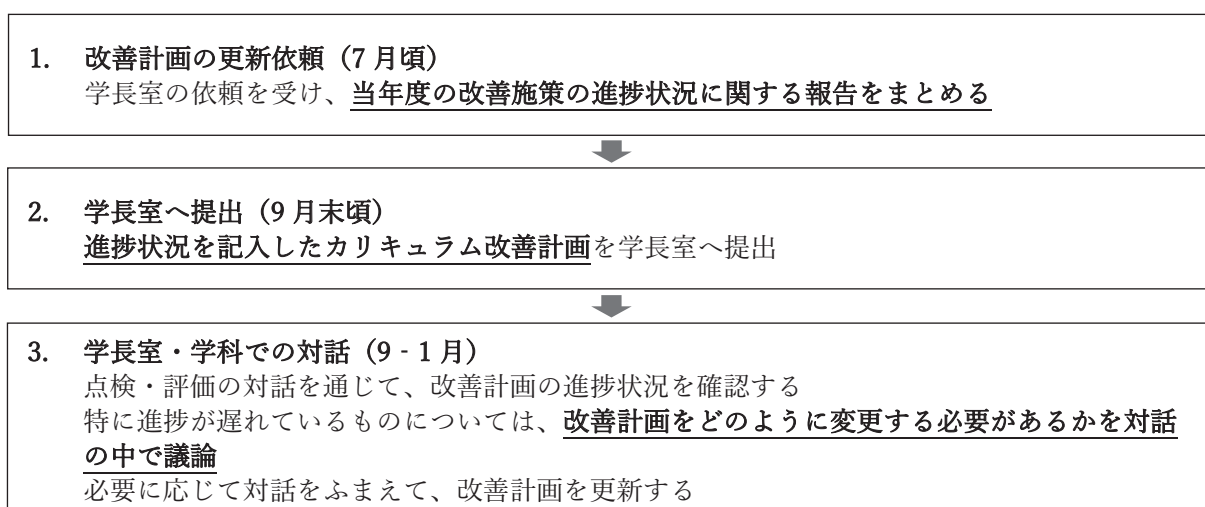
2 改善施策の検討・記入における留意点

- 改善施策は可能な限り具体的に記入する
- 本カリキュラム改善計画には、点検・評価にて顕在化した課題について記載する(カリキュラム・点検・評価と関連のない課題も含んで構わない)
- 学部共通科目の課題については、学部レベルの視点もなるべく取り入れ、検討する
- 必要に応じて改善施策や年度ごとの実施事項を部分的に更新するのは構わない。ただし、カリキュラム改善計画はあくまで中長期視点でカリキュラム改善の方向性を定めることを趣旨として策定するものであるため、毎年内容が一変することがないように、学科として目指す方向性を明確にした上で記入する

カリキュラム改善計画は3年後までの改善施策を明文化するものだが、3年での完了が難しい施策については、3年後までにおおよそどこまで完了しそうかを検討して記入する

3 更新手順

カリキュラム改善計画の更新手順は以下のとおり。



シラバス作成のためのガイドライン

1. 授業の概要 【必須項目】

授業で扱う分野について、修得目標（※）を涵養・評価するために適した内容とした上で、授業の全体を把握できるよう概要を記載してください。

※ 修得目標の設定は、2022年度入学生の教育課程からとなりますので、2021年度以前入学生の教育課程につきましては、ディプロマ・ポリシーとなります。（以下項目も同様）

2. 授業の到達目標 【必須項目】

当該授業科目がどの修得目標を身に付ける役割を担っているかに留意し、達成すべき水準が明確に分かるよう、修得目標よりも具体的に設定してください。

記載にあたっては単位取得により修得できる能力を学生の立場から、学生を主語にして「○○できる」「○○を修得する」等の表現で示してください。

また、当該授業科目に複数の修得目標が割り当てられている場合、修得目標のひとつひとつについて、それぞれ到達目標を設定することが望ましく、箇条書き（①、②・・・）で記載してください。

（例）①「○○の仕組みを他者に説明できる。」
②「○○を操作することができる。」

※（参考）授業の到達目標に使用する動詞の例

● 認知的領域（知識・理解）

説明する	記述する	意見を述べる	例を挙げる	列挙する	比較する	分類する	対比する
同定する	選択する	関係づける	解釈する	指摘する	予測する	推論する	分析する
計算する	解く	解析する	適用する	応用する	評価する	批判する	証明する

● 技能・表現領域（汎用的技能）

模倣する	工夫する	実施する	創造する	操作する	動かす	準備する	調査する
測定する	調整する	配合する	運転する	修理する	行う	描く	設計する
作成する	（技術を）身につける		話す	書く	読む	反復する	

● 情意的領域（態度・志向性）

議論する	助ける	参加する	協力する	協調する	配慮する	感じる	寄与する
コミュニケーションする	見せる	表現する	（興味・関心・態度を）示す			反応する	

3. 修得目標、ディプロマ・ポリシーとの関連

カリキュラムマップによって割り当てられた、その科目に対応する修得目標を自動で表示します。割り当てられた修得目標が正しいかをご確認ください。

※ 事務局での設定作業が完了するまでは表示されません。

4. 成績評価の方法および基準 【必須項目】

修得目標を踏まえた授業の到達目標を達成するために適した課題・試験を成績評価方法として設定してください。また、成績評価には、複数の基準を用いることが望ましく、設定する成績評価方法それぞれの配分をパーセントで設定してください。

なお、下表から選択回答式としておりますが、詳細や補足については適宜自由コメント欄に記載してください。

- ・試験 ・小テスト ・レポート ・プレゼンテーション ・グループワーク
- ・リアクションペーパー ・発言、応答 ・実験 ・実習 ・実技 ・ポートフォリオ
- ・ディベート ・その他（自由記述）

※ 出席が前提の成績評価において、出席点は評価基準に含めるべきではないとされています。そのため、成績評価に出席点を含めるという記載はしないでください。

【NGワード・不適切な内容】

成績評価として、「出席点を含める」 「欠席すると減点」

5. 試験・課題に対するフィードバック方法 【必須項目】

学生にとって、どのように学修すれば達成すべき能力を身に付けることができたのかを理解することにより、その後の学修意欲が高まることから、フィードバックは重要なものと捉え、試験・課題に対してどのようにフィードバックを行うかを設定してください。

なお、下表からの選択回答式となります。

- ・授業内で解説を行う ・試験やレポート等について添削し返却する
- ・LMS等に解説を掲載する ・その他（自由記述）

6. 授業形態 【必須項目】

修得目標を涵養・評価するために適した授業形態を設定してください。なお、下表から選択回答式とし、その科目が複数の授業形態を持つ場合には複数選択してください。

- ・講義 ・演習 ・実験 ・実習 ・実技

講義・・・教員主導の知識の伝授を目的とした通常教室内で行う講義形式の授業形態。

演習・・・教員指導のもとに学生が主体的に行うゼミナール形式の授業形態。少人数の学生が特定のテーマについて研究し、発表や討論を行う授業形態。

実験・・・理論や仮説が正しいか一定の条件を設定して実際に確かめる授業形態。

実習・・・学んだ知識や技術を実際の現場あるいは実物を用いて学習する授業形態。

実技・・・学習者自身が学んだ知識をもとに技術や演技を実際に行う授業形態。

7. この授業におけるアクティブ・ラーニングを実現するための教育手法

修得目標の涵養・評価に適したアクティブ・ラーニングを実現するための教育手法を実施している場合は、その教育手法を下表から選択してください。

・グループワーク ・ディスカッション、ディベート ・プレゼンテーション ・実習、フィールドワーク
・ロールプレイ ・模擬授業 ・PBL ・反転授業 ・双方向アンケート ・リアクションペーパー
・その他（自由記述）

8. 授業における ICT の活用

授業において情報通信技術（ICT）を活用している場合は、その用途を下表のいずれか、または両方を選択してください。

・双方向授業（クリッカー、タブレット端末等を活用）
・自主学习支援（e-learning（LMS 等）を活用）

9. 事前事後学修の内容およびそれに必要な時間 【必須項目】

事前学修（予習）と事後学修（復習）の両方について、その内容にかかる必要な時間も含め、具体的な指示を記載してください。

そのため、内容については、単に「テキストの予習」ではなく、

「〇〇についてレポートにまとめること」等、学生の学修に関する具体的な指示を記載してください。

また、各授業の学修時間は授業時間外の事前事後学修も含め、1 単位あたり 45 時間となります。各授業に設定された授業時間数を踏まえて、事前事後学修の時間を記載してください。

【参考】

単位数	授業時間数	事前事後学修時間
半期 2 単位	30 時間	60 時間
	60 時間	30 時間
半期 1 単位	30 時間	15 時間

10. 教科書/参考資料（図書・映像）

授業で使用する教科書および参考資料の情報（書名・著者名・出版社・出版年など）を記載してください。その際、教科書が絶版になっていないかをご確認ください。

教科書については授業で使用し、原則として購入を義務付けるものとしてください。

また、オープンな教育リソースを利用している場合は参考資料として記載してください。

※ 「オープンな教育リソース」とは、インターネット等を通じて無償で入手可能な講義教材、教育ソフトウェアを含む教育リソースを指します。外部のサービス等（例えば edX、Coursera、JMOOC 等）を通じたものや、各大学等のホームページ等で独自に提供されるものも可能となります。

11. その他履修上の注意事項

当該授業科目を履修する上で、前提条件として履修すべき科目、同時に履修すべき科目、今後履修すべき科目があれば記載してください。

また、学生に求める授業に臨む姿勢や態度、連絡やルール等があれば記載してください。

1 2. 授業の内容 [授業計画] 【必須項目】

学生の予習の参考となるように、各回の具体的な授業内容を記載してください。

- ① テーマ（具体的な章、節等を明示）
- ② 授業形態（講義、グループ・ディスカッション等）

半期2単位の講義（90分）の場合、15回分の授業が確保されているか確認してください。

(適切な例) 1回目 肝臓の〇〇と△△について学ぶ
2回目 肝臓の□□と▽▽について学ぶ
(不適切な例) 1回目 肝臓(1)
2回目 肝臓(2)

※ 授業回数に試験のみは含めないこととなっております。授業の中で到達度確認のための試験を実施する場合には授業の総括や解説などを合わせて行うようにしてください。

【NGワード・不適切な内容】

各回の授業内容として、「定期試験のみ」

1 3. 実務経験のある教員による授業

担当する授業科目に関連した実務経験を有している教員が、その実務経験を十分に授業に活かしつつ、実践的教育を行っている授業科目である場合、実務経験を活かして、どのような授業を行うかを以下の例に従って記載してください。

※ 実務経験とは、大学等における教育研究活動ではない「実務」の経験を指すものであり、他大学等における教員としての勤務経験は、「実務経験」には該当しません。

ただし、以下の場合は「実務経験」に該当します。

- ・教員養成課程の授業科目を担当する教員の初等中等教育の学校における教員としての勤務経験
- ・大学附属病院において医師や看護師としての勤務経験を有する教員

(適切な例) ○「本科目は、実務経験のある教員による授業です。担当教員は企業において採用面接及び研修業務に携わっており、授業では企業における事例や実体験、現場での課題などを題材とした講義を行います。」
○「本科目には、実務経験のある教員が担当する授業が含まれます。実際に診療放射線技師として臨床現場で活躍されている方を複数の施設からゲスト講師として招き、各分野の実例や現場での課題などを題材として議論等を行います。」
(不適切な例) ×「本科目は、実務経験のある教員による授業です。」
×「本科目には、実務経験のある教員が担当する授業が含まれます。」
×「管理栄養士の有資格者が講義を行う。」

【留意事項】

記載項目 1、2、4、5、6、9、12 は、記載が必須となる項目ですので、ご留意賜りますようお願いいたします。

学修成果の評価に関するガイドライン

1. 学修成果の評価の前提

- (1) 学生の「学修成果」は修得目標に照らし合わせて確認する。
- (2) カリキュラムマップを用いることにより、各授業科目が修得目標のうちどの資質・能力を身に付けることに寄与するものであるかを明示する。
- (3) 各授業科目の担当教員は、カリキュラムマップで割り当てられた修得目標との整合性に留意して、授業の到達目標を設定し、適切な課題・試験を成績評価に用いる。

2. 修得目標の達成度合の測定

- (1) 点検・評価においては、下表に記載のデータを修得目標の達成度を測る目安として各学科・コース等にて確認する。

用いるデータ	確認の観点
・カリキュラムマップ	・対応する科目の有無・数を、修得目標の達成状況の目安として確認する
・科目ごとの履修者数	・各科目の履修者数を、紐づく修得目標の達成状況の目安として確認する
・GPA	・修得目標ごとに算出したGPAを、その達成状況の目安として確認する
・学修ポートフォリオ	・修得目標ごとに算出した学生の自己評価の数値を、その達成状況の目安として確認する
・授業評価アンケート	・授業科目の内容と紐づく修得目標との間の整合性を確認する

3. 学生の自己評価と授業の結びつき

- (1) 学生による修得目標の把握及び学修の改善を促すために、全ての学科・コースは以下3点を授業内で実施する。
 - ・ 修得目標の達成度に関する自己評価
 - ・ その時点までの学修の振り返り
 - ・ 学修（及び卒業後）に関する目標・計画の設定・修正
- (2) 学生による修得目標の達成度の自己評価は、学修ポートフォリオを活用する。

4. 全学の修得目標の達成度合の測定

- (1) 各学科・コース等における「全学の修得目標」の達成状況の評価については、以下の2つの観点を中心に確認する。
 - ・ 「学科の修得目標」の達成状況の評価を通じた間接的な評価
 - ・ 学生調査等を通じた学生の主観的評価
- (2) 卒業生の就職先企業等からインタビュー調査を通して意見を聴取し、卒業生の修得目標の達成状況を確認する。インタビュー調査等は、学長室が各キャンパスのキャリア担当部署と連携のうえ実施する。

5. 教育に関する各種データの収集・分析・評価

- (1) 教育の改善を目的として、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学科・コース等）、授業科目のレベル別に、教育・学生に関する情報を収集・分析・評価する。
- (2) 機関レベルで収集・分析・評価する情報（大学として全学的に収集・分析・評価する情報）については、「アセスメント・チェックリスト」で示し、教育課程レベル（学科・コース等）、及び授業科目レベルにて収集・分析・評価する情報については、各学科・コース等の「アセスメント・ポリシー」の中で定める。

6. アセスメント・ポリシーの形態

- (1) 「アセスメント・ポリシー」は、大学全体および各学科・コース等のそれぞれで定め、大学全体として定める「帝京大学アセスメント・ポリシー」では、各学科・コース等がアセスメント・ポリシーを定める上での前提となる方針を規定する。
- (2) 各学科・コース等にて定めるアセスメント・ポリシーでは、教育課程レベル及び授業科目レベルで収集・分析・評価する教育・学生に関する情報を定めるとともに、学生による修得目標の達成度に関する自己評価の方針を規定する。
- (3) 各学科・コース等のアセスメント・ポリシーで定めた教育課程レベルで収集・分析・評価する教育・学生に関するそれぞれの情報については、「時期・頻度」「対象」「実施方法」「結果の活用」「関連する点検・評価の項目」「関連するカリキュラム改善計画の項目」を定められた書式に整理する。

学修ポートフォリオの活用に係る要項

1. 目的

- (1) 【学生の学修改善の支援】学修ポートフォリオ上での学修目標の設定、学修成果の蓄積、自身の達成度の自己評価、学修の振り返り等を通して、学生の自立・自律的な学修姿勢の修得の促進、及び学修の自律的な改善を促す。
- (2) 【教育の改善】学修ポートフォリオ上に蓄積された学修過程・学修成果に関するデータの教員による確認・活用を通じて、より有効で効率的な学修支援を実現する。

2. 活用状況の報告・活用

- (1) 学長室は、各学部・学科に対して学修ポートフォリオシステムの活用状況に関する調査を行う。
- (2) 学長室からの調査を受けた各学部・学科は、学修ポートフォリオシステムの活用状況についてまとめ、学長室に提出する。
- (3) 学長室は、各学部・学科からの調査回答をまとめ、教育改革委員会で共有する。
- (4) 学長室は、各学部・学科からの調査回答を踏まえ、必要に応じて活用方法に関する企画を行う。当該内容は学長及び教学担当副学長の承認を得た上で、学長室が教育改革委員会に報告する。

3. 活用結果の確認・活用

- (1) 学部・学科は、学修ポートフォリオシステム上に蓄積された学生の学修過程・学修成果を確認し、毎年の点検・評価およびカリキュラムの改善に係る検討に活用する。

4. システムの機能拡張・改修

- (1) 学修ポートフォリオシステムの機能拡張・改修の要否については、学長室と本部情報センターで協議を行った上で、学長室が教育改革委員会の審議にかけ、その承認を得る。

5. 改廃

- (1) この要項の改廃は、学長及び教学担当副学長の承認を得た上で、学長室が行う。当該変更について教育改革委員会で報告する。

適用

1. この要項は、2023（令和5）年4月1日から施行する。
2. この要項は、2024（令和6）年4月1日から施行する。

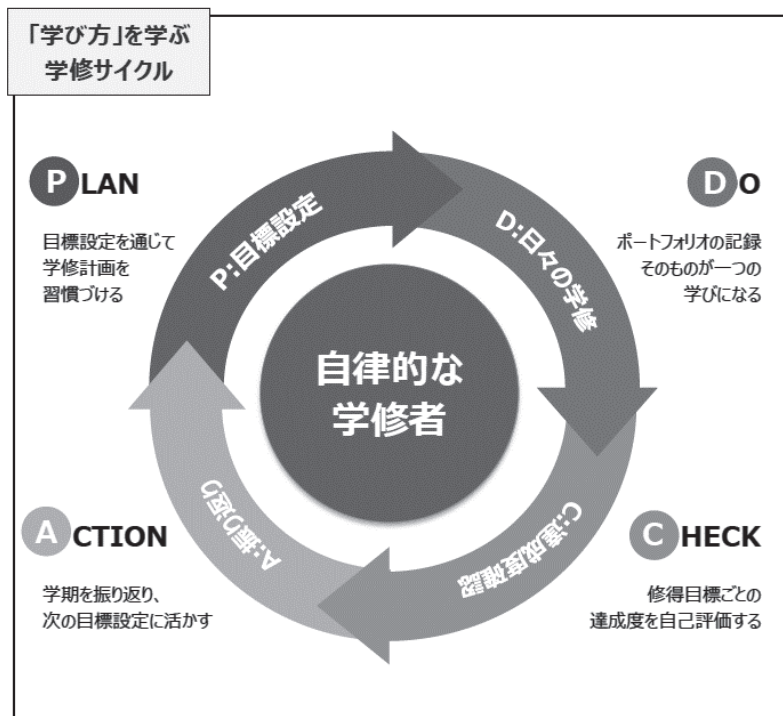
学修ポートフォリオの活用に係るガイドライン

1 学修ポートフォリオ活用の目的（学生目線）

<学修ポートフォリオとは>

学生生活における目標設定、活動記録、学修状況に対して自己評価と振り返りを行い、自らのより良い学修体験を得るために活用するもの

- 「自分流」の学修計画のデザイン、「学び方」を学ぶ学修サイクルを身につけ、自律的な学修者への成長
- 修得目標の定期的な確認の促進。またそれを通じた、社会で活躍するために必要な資質・能力の早期認識
- 学びやその成果、目標等を言語化する訓練を積むことを通じた、就職活動への準備



学修ポートフォリオの活用を通じて目指す“3つのゴール”

なりたい姿を達成するための3つのゴールを目指し、学修ポートフォリオを活用する

- パーソナルゴール … 自身の人生における価値観や「夢」
- キャリアゴール … 卒業後に歩みたいキャリア
- アカデミックゴール … 大学での学びを通じて卒業時にありたい姿

2 学修ポートフォリオ活用に向けた取り組み

- 教員は学生に学修ポートフォリオ活用の目的・意義を伝え、Plan（目標設定）、Do（学修・活動の記録）、Check（自己評価）、Action（振り返り）の学修サイクルを学期ごとに回していけるよう指導・支援を行う。特に、Plan（目標設定）、Check（自己評価）、Action（振り返り）は、学修ポートフォリオの機能を用いて実施するよう、学部・学科として学生に促していく。
 - **PLAN…目標設定**
 - ・ 学期ごとに目標を立てることで、目標達成に向けて自律的に学習する習慣を身につける
 - **DO…学修・活動の記録**
 - ・ 日々の学びや経験を言語化することで、自身を省みて良い点や改善点を整理して考える力を身につける
 - **CHECK…自己評価**
 - ・ 修得目標に対する自己評価を通して、修得目標目線で自らの学修を見つめ直す力を身につける
 - **ACTION…振り返り**
 - ・ 振り返りの内容を次年度の目標設定につなげることで、自ら学びのPDCAサイクルを回す習慣を身につける
- 学生が学修ポートフォリオ上に記録した学修目標・計画や、修得目標の達成度に関する自己評価、学修の振り返り等については、教員から学生にフィードバックする

3 実施時期・内容

学修ポートフォリオ活用の基本的な実施時期・内容は以下のとおり

時期	学生	教員
前期：4～5月 後期：9～10月	②学期の目標を入力（目標設定）	①学修ポートフォリオ活用の意義や目標設定について、学生に説明 ③学生の入力した目標を確認
前期：4～9月 後期：10～3月	④日々の学修や課外活動の取組を入力 （日々の学修）	
前期：7～9月 後期：2～4月	⑥修得目標ごとの成績評価を確認し、自己評価を入力（達成度確認） ⑦目標に対する振り返りを入力（振り返り）	⑤修得目標ごとの自己評価、振り返りについて、学生に説明 ⑧学生の振り返りに対してコメントを入力

①～⑧は基本的な取り組みの順序

4 学修ポートフォリオ活用における授業科目の設定

- 学修ポートフォリオ活用を促すため、各学科にて各学年に一つ以上、学生が実施するための授業科目を設ける。また、当該授業科目は各学科で定める「アセスメント・ポリシー」に明記する

学外からの意見聴取に係る要項

1. 目的

(1) 学外からの意見聴取は以下の目的で行う。

- ① 本学卒業生が就職先企業に対して、本学の教育活動や在学中の学びを通じて得た知識、能力を実社会で発揮できているかを把握することで学修成果を可視化するため。
- ② 産業界の人材ニーズを聴取することで、本学の教育目的およびディプロマ・ポリシー、修得目標の妥当性を検証するため。
- ③ 教育課程・学修支援・入学者選抜・学修成果に含める内容やその示し方について産業界の意見を聴取することで、本学の教育改善に係る検討に活用するため。

2. 実施単位

(1) 学外からの意見聴取は、学長室と各キャンパス就職・キャリア支援担当部署が連携して実施する。

3. 意見聴取の対象

(1) 意見聴取の対象は、次に定める企業等を念頭にキャンパスが選定する。

- ① 本学の卒業生が多数就職している企業、医療機関等
- ② 本学の卒業生の就職実績はない、または多くないが、意見を聴取することが、目的に照らして有意義と判断できる企業、医療機関等

4. 意見聴取の方法

(1) 意見聴取は、以下の方法で行う。

- ① WEB フォームを利用したアンケート調査
- ② 対面での意見交換会の開催

5. 企画・準備に係る手続き

(1) 意見聴取に係る企画・準備は、以下の通り行う。

- ① 企画（質問事項の設定、意見交換会の参加者の選出、聴取結果の活用方法等）は、意見聴取の目的を踏まえた上で、学長室とキャンパスが連携して行う。
- ② 実施に向けた準備（企業等への依頼・スケジュール調整等）は、キャンパスが行う。

6. 結果の共有・活用に係る手続き

(1) 聴取結果の共有・活用は、以下の通り行う。

- ① 聴取結果は毎年度実施する点検・評価の際に学長室から各学科等に共有し、学部・学科単位で教育課程等の改善に係る検討に活用する。
- ② 聴取結果を踏まえ、全学的に教育課程等の改善に係る検討が必要な場合には、学長室が企画を行い、教育改革委員会の審議にかけ、その承認を得る。

7. 改廃

(1) この要項の改廃は、学長及び教学担当副学長の承認を得た上で、学長室が行う。当該変更について教育改革委員会で報告する。

適用

1. この要項は、2026（令和8）年4月1日から適用する。

学生調査の実施に係る要項

1. 目的

- (1) 学生の入学時から卒業時までの学修行動や学修経験、修得目標の達成状況を把握・分析し、その結果を基に全学または各学部・学科の教育改善および学生の修学指導に活用するため

2. 実施調査の種類

- (1) 学生調査として、以下の3つの調査を実施する。
 - ① 新入生入学時調査
 - ② 学修行動調査
 - ③ 卒業時調査

3. 実施対象

- (1) 学生調査は、すべての学部・学科の学生に対して実施する。

4. 実施時期

- (1) 学生調査の実施時期は以下の通りとする。
 - ① 新入生入学時調査は、入学年次の4-5月に実施する。
 - ② 学修行動調査は、在学中の各年度の9-11月に実施する。
 - ③ 卒業時調査は、卒業年次の1-3月に実施する。

5. 実施方法

- (1) 学生調査は、各キャンパス共通の設問にて、教務システムで実施する。

6. 調査に係る管理・運営

- (1) 学生調査の管理・運営は学長室が行い、各学部・学科の実施状況を把握する。
- (2) 学生調査の内容に関わる検討は、原則的に学長室が行う。内容を変更する場合には、前年度のうちに、学長室が教育改革委員会の審議にかけ、その承認を得る。

7. 結果の集計・分析・活用

- (1) 学生調査の集計・分析は高等教育開発センター教学 IR 推進室が行う。
- (2) 集計・分析をした調査結果は、各学部・学科が翌年度の「点検・評価」にて活用する。
- (3) 各学部・学科の調査結果は、必要に応じて教育改革委員会で共有する。

8. 結果の公表

- (1) 学生調査の集計結果は、実施翌年度の前期中に大学ホームページにて公表する。

9. 改廃

- (1) この要項の改廃は、学長及び教学担当副学長の承認を得た上で、学長室が行う。当該変更について教育改革委員会で報告する。

適用

1. この要項は、2024（令和6）年4月1日から適用する。

授業評価アンケートの実施に係る要項

1. 目的

- (1) 授業評価アンケートは以下の目的で行う。
 - ① 各教員が担当した授業の改善にあたって、参考とするため。
 - ② 学部・学科等が教育課程の改善にあたって、参考とするため。

2. 実施対象

- (1) 授業評価アンケートは、原則的に全ての授業科目・全ての教員に対して実施する。

3. 実施頻度・実施時期

- (1) 授業評価アンケートは、各科目の一回の開講につき少なくとも一回は実施する。

4. 実施方法

- (1) 授業評価アンケートは各キャンパス共通の設問にて、教務システムで実施する。

5. アンケート内容の企画

- (1) 授業評価アンケートの内容に関わる検討は、原則的に学長室が行う。内容を変更する場合には、授業評価アンケートを実施する年度の前年度のうちに、学長室が教育改革委員会の審議にかけ、その承認を得る。

6. 結果の確認・活用

- (1) 各教員は自身の担当した授業科目について、そのアンケートの集計結果を確認し、授業の改善に係る検討に活用する。授業の改善については、アクションプランシートにより、授業の振り返り、次期の授業に向けた改善策を作成し、教務システムへの入力を通して提出する。
- (2) 各学部・学科等でのアンケート結果の確認・活用については、以下の通りとする。
 - ① 学部長・学科長等は、当該学部・学科のアンケートの集計結果を確認し、カリキュラムの改善に係る検討に活用する。また、必要に応じて各教員に対して学部・学科としての集計・分析結果の一部を共有する。
 - ② 授業評価アンケート結果の学部・学科等での活用状況については、毎年の点検・評価の中で各学科から学長室に報告する。

- (3) 大学全体でのアンケート結果の確認・活用については、アンケート結果を踏まえ、教育課程の改善に係る全学的な検討が必要であると学長室が判断した場合には、学長室はその企画を行い、教育改革委員会にて各学部・学科等へ依頼する。

7. 改廃

- (1) この要項の改廃は、学長及び教学担当副学長の承認を得た上で、学長室が行う。当該変更について教育改革委員会で報告する。

適用

1. この要項は、2022（令和4）年4月1日から適用する。

アセスメント・ポリシーの策定・更新に係る要項

1. 目的

- (1) アセスメント・ポリシーは以下の目的のために策定する。
- ① 【学生の学修の改善】学修成果の評価を通して、学生が自らの課題・適性等の発見に至ることを促し、学修意欲の向上や学修の改善をつなげること。
 - ② 【教育の改善】学生の学修及びその成果に関するデータの組織的な収集・分析に基づいて教育課程等の改善に係る検討を行うことで、学修者視点に立って教育改善を推進すること。

2. 種類と策定の単位

- (1) アセスメント・ポリシー及びその付帯文書の種類とその策定単位との対応関係は、以下の通りとする。

種類	策定の単位	内容
帝京大学アセスメント・ポリシー	大学全体	各学科等がそれぞれのアセスメント・ポリシーを定める上での前提となる、大学としての学修成果の評価に関する基本方針を定める。
アセスメント・チェックリスト	大学全体	「帝京大学アセスメント・ポリシー」の付帯文書として、機関レベル（大学全体）で収集・分析する情報を定める。
学科のアセスメント・ポリシー	学科等	教育課程・授業科目のそれぞれのレベルで収集・分析する情報、及び修得目標の達成度に関する学生による自己評価の方針を定める。

3. 新規策定の手続き

- (1) 学科等の新設に伴って「学科のアセスメント・ポリシー」を新たに策定する際の手続きは、次の通りとする。
- ① 学科等の設置時には、学長室は関係する学部の学部長にアセスメント・ポリシーの策定を依頼する。
 - ② 学長室から策定の依頼を受けた学部長は、アセスメント・ポリシーの素案を学長室に提出する。
 - ③ 素案の提出を受けた学長室は、その内容を確認する。

4. 更新の手続き

- (1) 「帝京大学アセスメント・ポリシー」及び「アセスメント・チェックリスト」の更新に係る手続きは、次の通りとする。
 - ① 「帝京大学アセスメント・ポリシー」の更新を行う際は、学長室が起案し、学長及び教学担当副学長の承認を得る。
 - ② 学長及び教学担当副学長の承認を得た更新版は、学長室が教育改革委員会にて報告する。
 - ③ 「アセスメント・チェックリスト」を更新する際は、学長室が起案し、学長室長の権限において承認を行う。「アセスメント・チェックリスト」の更新版は、学長室が学長及び教学担当副学長、並びに教育改革委員会に報告する。
- (2) 「学科のアセスメント・ポリシー」の更新に係る手続きは、次の通りとする。
 - ① 「学科のアセスメント・ポリシー」を更新する学科等については、その責任教員がアセスメント・ポリシーの修正案を作成し、学部長の承認後、学長室に提出する。
 - ② 修正案の提出を受けた学長室は、その内容を確認する。
 - ③ 学長室の確認後、責任教員は、教授会の審議にかける。

5. 公開の手続き

- (1) 「帝京大学アセスメント・ポリシー」及び各学科等のアセスメント・ポリシーの策定・更新時には、大学ホームページ及び必要に応じてその他の媒体上で学生・学外に対して公開する。

6. 改廃

- (1) この要項の改廃は、学長及び教学担当副学長の承認を得た上で、学長室が行う。当該変更について教育改革委員会で報告する。

適用

1. この要項は、2022（令和4）年4月1日から適用する。
2. この要項は、2023（令和5）年4月1日から適用する。

(参考資料)

出典：文部科学省

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

2040年頃の社会変化

国連SDGs「全ての人々が平和と豊かさを楽しむことができる社会」

Society 5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
17
AGENDA 2030

● 必要とされる人材像と高等教育が目指すべき姿

予測不可能な時代
を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の
教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

研究力の強化

- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携

- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

- 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

● 全学的な教学マネジメントの確立

- 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成

● 学修成果の可視化と情報公表の促進

- 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
- ・ 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

● 設置基準の見直し

(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

● 認証評価制度の充実

(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口: 120万人(2017)
→ 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数: 63万人(2017)
→ 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討



VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を楽しむことを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
→ 必要な投資を得られる機運の醸成

教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（＝教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体レベル」

三つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP））

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

「学位プログラムレベル」

「授業科目レベル」

各取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

IV

教学マネジメントを支える基盤
(FD・SD、教学IR)

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる

追補 「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施

- ✓ 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受け入れの方針」に具体的に示す
- ✓ 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

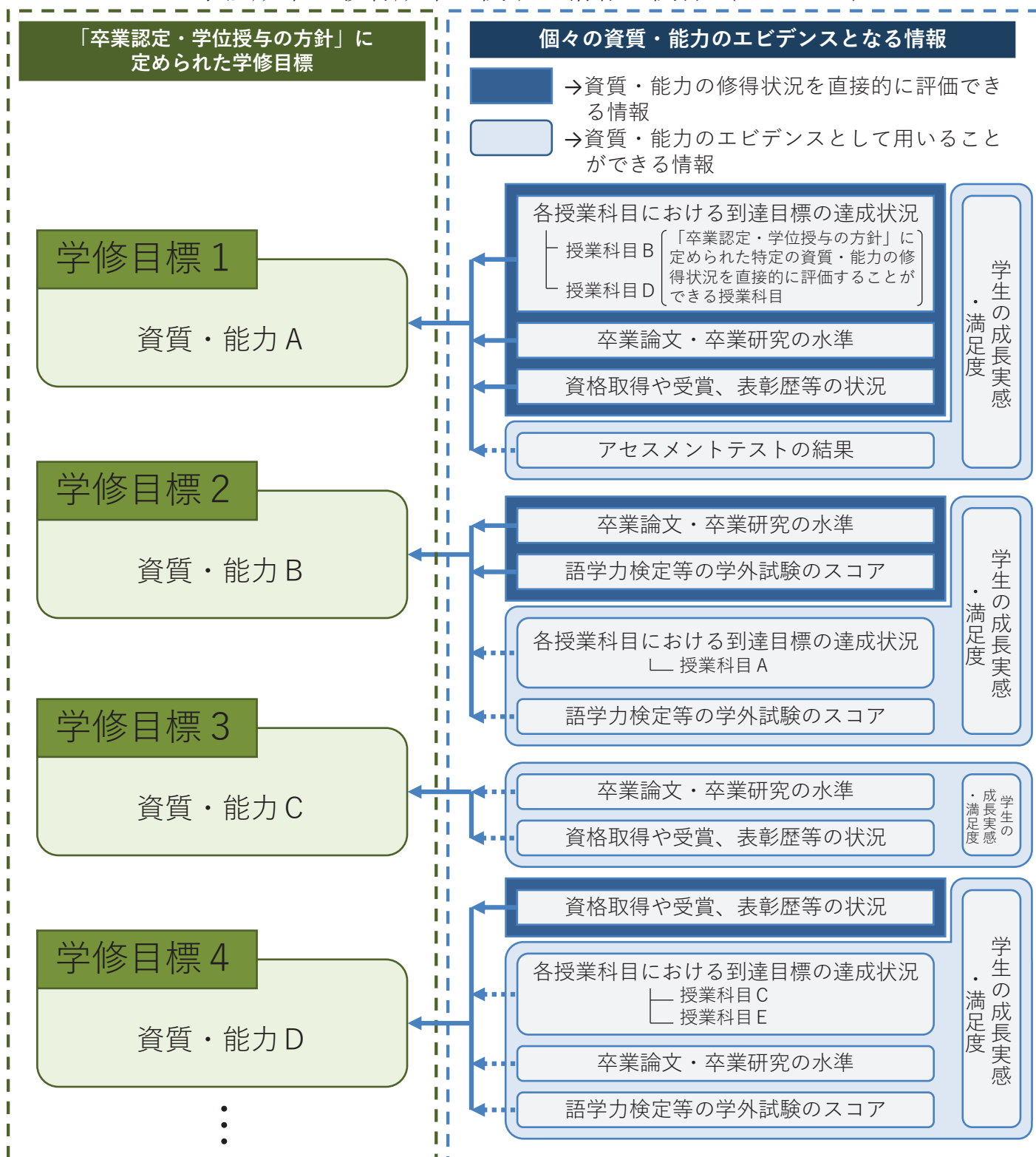
V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

積極的な説明責任

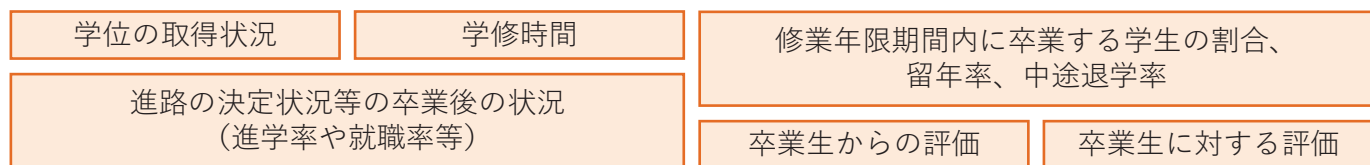
社会からの信頼と支援

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標と
学修成果・教育成果に関する情報の関係（イメージ）



※学修ポートフォリオに蓄積された学修成果・教育成果に関する情報をエビデンスとして用いて、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得状況を評価することも考えられる。

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況に関連するその他の情報



- ・以下の表に掲げる情報は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするためのエビデンスとして使用可能な、学修成果・教育成果に関する情報である。
- ・これらの情報について、「卒業認定・学位授与の方針」の各項目にひも付けて整理し、分かりやすい形でまとめなおすことが考えられる（別紙1参照）。
- ・これらの情報や学生の学修履歴・活動履歴を体系的に蓄積・収集し、大学のみならず一人一人の学生が様々な形で自らが身に付けた資質・能力のエビデンスとして活用できるようにするためには、学修ポートフォリオの利用等が効果的に機能するものと考えられる。また、学修ポートフォリオに蓄積された学修成果・教育成果に関する情報をエビデンスとして用いて、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得状況を評価することも考えられる。
- ・なお、これらの情報は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報として考えられるものをあくまで例として示したものである。また、学位プログラムの内容やその学修目標により、これらの情報（特に（2）に分類されたもの）の収集の必要性・重要性は異なるものと考えられる。
- ・本表を参考としつつ、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で、学位プログラムの内容やその学修目標に応じた学修成果・教育成果の把握・可視化や、そのために必要な情報の策定・開発が進められることが期待される。

（1）大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において学内で収集可能と考えられるものの例

情報	①把握・可視化の意義	②把握・可視化することが考えられる内容	③把握・可視化の方法
各授業科目における到達目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて設定された個々の授業科目の到達目標をどの程度の水準で達成できているかを明らかにする ・学生が、個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を獲得してゆく過程を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が単位を修得した授業科目に関する以下の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目名、到達目標、到達目標と「卒業認定・学位授与の方針」との対応関係、成績評価基準、成績評価手法及び評定の分布状況 ・学生個人の評定及び同一科目履修者内での当該評定の位置付け ・個々の学生の修得単位数、単位修得の履歴及びその時点において標準的に期待される修得単位数 <p>（これらを組み合わせて分析することで、学生が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力をどの程度満たしているかを一定程度説明することができる。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの収集 ・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集
学位の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が、個々の授業科目の履修の結果として、「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えていることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が取得した学位に関する以下の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・学位の名称、学位に係る「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力及び当該学生が属する学位プログラムにおいて当該学位を取得するために要する平均年数 ・学生が学位取得に要した年数及び上記平均年数との比較 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与履歴を収集
学生の成長実感・満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められたそれぞれの資質・能力をどの程度身に付けられているか等に関する学生の主観的な評価を明らかにする ・大学が、ある学位プログラムに所属する学生から「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の育成に関してどのような評価を受けているかを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の伸長に対する主観的な評価の平均値 ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の伸長に対する個々の学生の主観的な評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生へのアンケート調査を通じた収集

情報	①把握・可視化の意義	②把握・可視化することが考えられる内容	③把握・可視化の方法									
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	<ul style="list-style-type: none"> ・大学が、進学や就職等を希望する学生に対して進路を保証できているかを明らかにする ・大学が「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される人材育成を行っているか否かを、進学先の大学院や就職先の企業等における評価と対照することを通じて明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の進路（進学、就職等）に対する希望状況 ・学位プログラム修了者の進路（進学先や就職先等）及びその全体状況（修了者の総数を分母とする進路毎の割合等） ・特定の職域の人材育成を目指すなど、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される進路がある場合には、実際の進路動向との一致の程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路が決定した学生へのアンケート調査を通じて収集 ・「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される特定の進路の有無についてあらかじめ分析した上で、一致の程度について分析 									
修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率	<ul style="list-style-type: none"> ・厳格な成績評価が行われていることを前提に、大学が、修業年限期間内において学生の資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させていることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位プログラム毎の、各年度における入学者の修業年限期間が満了した時点での卒業生、在学者、退学者の数と割合（標準年限期間内に学位を取得していない者については、取得に至っていない原因毎の数と割合） ・ある学位プログラムにおいて学位を取得するために要する平均年数 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与履歴を収集 									
学修時間	<ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨を踏まえ、学生が授業内及び授業外で取り組む学修の時間及び平均時間を明らかにすることで、学生が、学位プログラムが期待する水準の資質・能力を身に付けるための一般的な前提条件を満たしているかを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生が授業内外それぞれの学修に費やした時間の平均値（①）及び当該学生の履修科目数等から想定される授業内外それぞれの学修時間の平均値（②） ・個々の学生が授業内外それぞれの学修に費やした時間数（③）及び当該学生の履修科目数等から想定される授業内外それぞれの学修時間（④） ・上記①及び②、①及び③並びに③及び④の比較 <p><参考></p> <table border="1" data-bbox="1010 820 1547 916"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実測時間</td> <td>①（平均値）</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>想定時間</td> <td>②（平均値）</td> <td>④</td> </tr> </tbody> </table>		全体	個人	実測時間	①（平均値）	③	想定時間	②（平均値）	④	<ul style="list-style-type: none"> ・学生へのアンケート調査を通じた収集 （※）今後新たに調査・収集を行う大学においては、例えば以下のような手法での調査・収集が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・学修時間の集計単位：1時間単位での把握 ・集計期間の選定：試験直前期や長期休暇期間などを除く平均的な一週間における学修時間 （※）学修時間以外の生活時間の調査についても、学修成果・教育成果の把握・可視化の観点から併せて行うことも考えられる ・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集
	全体	個人										
実測時間	①（平均値）	③										
想定時間	②（平均値）	④										

(2) 教学マネジメントを行う上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報

情報	①把握・可視化の意義	②把握・可視化することが考えられる内容	③把握・可視化の方法
<p>「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の科目により直接的に評価することができるものをどの程度の水準で備えているかを明らかにする ・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち左記の科目により直接的に評価することができるものを獲得してゆく過程を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が単位を修得した左記の授業科目に関する以下の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・科目名、到達目標、到達目標と「卒業認定・学位授与の方針」との対応関係、成績評価基準、成績評価手法及び評定の分布状況 ・学生個人の評定及び同一科目履修者内での当該評定の位置付け ・個々の学生の修得単位数、単位修得の履歴及びその時点において標準的に期待される修得単位数 ・左記の資質・能力の取得状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集
<p>卒業論文・卒業研究の水準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた専門教育に係る資質・能力を総合的にどの程度の水準で身に付けることができているかを明らかにする ・専門教育に係る資質・能力以外のものについても、学位プログラムが提供する教育の集大成である卒業論文作成・卒業研究実施の過程で行われる学生の様々な活動を通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けているかを明らかにすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業論文・卒業研究に対する評定により直接的に測定することができる「卒業認定・学位授与の方針」に定める専門教育に係る資質・能力 ・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の卒業論文・卒業研究に対する指導教員等の評定の分布状況 ・個々の学生の卒業論文・卒業研究に対する指導教員等の評定 ・卒業論文作成・卒業研究実施の過程で行われる学生の様々な活動を通じて、「卒業認定・学位授与の方針」に定める専門教育に係る資質・能力以外の資質・能力を直接的に測定することができる場合には、当該資質・能力の達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業論文・卒業研究の評価により明らかにすることができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち専門教育に係る資質・能力との関係の整理 ・卒業論文作成・卒業研究実施の成果物に対する指導教員等の評定（例えば、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち専門教育に係る資質・能力を中心として、これらに関連するルーブリック等を用いて評価したものなど） （※成果物に対する評定に加え、卒業論文作成・卒業研究実施の過程に対し適切に評価することも重要。）
<p>アセスメントテストの結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が、当該アセスメントテストにより測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得しているかを明らかにする ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかを明らかにすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントテストにより測定することができる資質・能力 ・上記の資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（アセスメントテストにより測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるものか、等） ・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況 ・個々の学生のアセスメントテストの受験状況、その結果及び上記平均値との比較 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるアセスメントテスト（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべきアセスメントテスト）の特定 ・大学として結果を把握すべきアセスメントテストを受験した学生からの報告による結果の収集 （※「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を測定するためにアセスメントテストを利用する場合、大学は、当該テストの目的や測定方法が当該資質・能力の測定にとって適切なものであるかを、慎重に検証する必要がある。）

情報	①把握・可視化の意義	②把握・可視化することが考えられる内容	③把握・可視化の方法
語学力検定等の学外試験のスコア	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が、当該試験により測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得しているかを明らかにする ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかを明らかにすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・学外試験により測定することができる資質・能力 ・上記の資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（学外試験により測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等） ・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況 ・個々の学生の学外試験の受験状況、その結果及び上記平均値との比較 	<ul style="list-style-type: none"> ・学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる学外試験（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき学外試験）の特定 ・大学として結果を把握すべき学外試験を受験した学生からの報告による結果の収集 (※「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を測定するために学外試験を利用する場合、大学は、当該試験の目的や測定方法が当該資質・能力の測定にとって適切なものであるかを、慎重に検証する必要がある。)
資格取得や受賞、表彰歴等の状況	<p><資格取得の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生が、当該資格の取得のために求められる資質・能力を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする ・当該資格の取得により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力の一部を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする <p><受賞、表彰歴等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生が、当該受賞、表彰等のために求められる資質・能力を高い水準で身に付けることができていることを明らかにする ・当該受賞、表彰等により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかを明らかにすることができる 	<p><資格取得の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の取得により証明される資質・能力 ・上記の資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（資格取得により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等） ・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生における資格取得の状況 ・個々の学生の資格取得の状況 <p><受賞、表彰歴等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞、表彰等により証明される資質・能力 ・上記の資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（受賞、表彰等により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等） ・同一の学位プログラムに属する学生のそれぞれの受賞・表彰等の状況 ・個々の学生の受賞・表彰等の状況 	<p><資格取得の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる資格（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき資格）の特定 ・上記の資格の取得に関する試験等を受験した学生からの報告による結果の収集 <p><受賞、表彰歴等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞や表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる賞や表彰制度等の特定 ・上記の賞や表彰制度等について受賞し又は表彰等された学生からの報告による情報の収集
卒業生に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・進学先の大学院や就職先の企業などにおける卒業生に対する評価を通じて、学位プログラムを修了した学生が、実際に「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けているかを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力に照らした、実際の卒業生に対する雇用主や進学先の指導教員からの評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生の雇用主や進学先の指導教員からのアンケート・ヒアリング等により収集
卒業生からの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・学位プログラムにおける学修や教育が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得に資するものであったかや、学位プログラムを通じて身に付けた資質・能力が、進学先や就職先でどのように役立っているかを、進学・就職から一定期間経過した卒業生からの評価により明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生が、学位プログラムを通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を習得することができたか ・進学・就職等の進路毎に、どのような資質・能力が役立っているかについての、卒業生からの評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生からのアンケート・ヒアリング等により収集

- ・以下の表に掲げる情報は、大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものと考えられる情報であり、(1)「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例」と(2)「学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例」の2項目について、それぞれ①「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と②「教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報」に分類している。
- ・これらの情報は、公表が考えられるものをあくまで例として示したものである。また、学位プログラムの内容やその学修目標により、特に②の情報の収集・公表の必要性・重要性は異なるものと考えられる。
- ・これらの項目も参考としつつ、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。
- ・これらの情報のうち、特に(1)①に分類されるものについては、社会からその公表が強く期待されている学修成果・教育成果に係るものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。
- ・情報の公表に当たっては、利用者が適切に情報を取り扱うことができるようにする観点から、大学として理解を促進するための適切な分析や解説を、その根拠と併せて付するとともに、利用者の便宜に配慮した方法で行うことが求められる。
- ・以下、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)を「規則」、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)を「基準」とそれぞれ略記する。

(1) 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法	
①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	各授業科目における到達目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の学位プログラムに属する学生の単位修得に関する以下の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・入学年度別・年度毎の平均履修単位数(※) ・入学年度別・年度毎の平均修得単位数(※) (※)必修科目、選択科目及び自由科目で細分化することも考えられる。 (学修時間や学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況と併せて分析を行い、公表することが有益) 関連する法令等：基準第32条 	<ul style="list-style-type: none"> ・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集 	
	学位の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生が何人卒業しているかを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位プログラムが授与した学位の名称と授与者の数 ・当該学位に係る「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力 関連する法令等：規則第172条の2第1項第1号、第4号及び第6号 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与履歴を収集
	学生の成長実感・満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められたそれぞれの資質・能力をどの程度身に付けられているか等に関する学生の主観的な評価について、全体的な状況を明らかにする ・大学が、ある学位プログラムに所属する学生から「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の育成に関してどのような評価を受けているかについて、全体的な状況を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の伸長に対する主観的な評価の年度毎の平均値及び分布その他の全体的な状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生へのアンケート調査を通じた収集

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	<ul style="list-style-type: none"> ・進学や就職等を希望する学生の進路状況を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位プログラム毎の以下の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・就職を希望した学生数を分母とする就職者の割合 ・学生の主な就職先 ・進学を希望した学生数を分母とする進学者の割合 ・学生の主な進学先 ・特定の職域の人材育成を目指すなど、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される進路がある学位プログラムにおいては、当該プログラムの卒業生数を分母とする当該進路への就職者の割合及び主な就職先 (卒業生に対する評価や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益) 関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号 関連する調査等：「大学等卒業者の就職状況調査」 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路が決定した学生へのアンケート調査を通じて収集 ・「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される特定の進路の有無についてあらかじめ分析した上で、一致の程度について分析
修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率	<ul style="list-style-type: none"> ・厳格な成績評価が行われていることを前提に、大学が、修業年限期間内において学生の資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させていることを明らかにする ・履修単位の登録上限設定の状況やGPAの活用状況と組み合わせることで、大学が、密度の高い学修を可能とする環境を提供していることや、厳格な成績評価に基づく質の高い教育を提供していることを示すことができる重要な情報の一つとなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位プログラム毎の、各年度における入学者の修業年限期間が満了した時点での卒業生、在学者、退学者の数と割合（公表の際には、単にこれらの情報のみを公表するのではなく、学位プログラムのカリキュラムの在り方や、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、留学の位置づけといった修業期間・成績評価に関連する情報や、積極的な進路変更（他大学への転学や他学部への転部など）の有無、退学の理由（大学に起因するものと大学に起因しないものの別など）も踏まえた分析を付することが望ましい。） 関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号 関連する調査等：「学校基本調査²」 	<ul style="list-style-type: none"> ・教務履歴や学校基本調査の調査過程において収集
学修時間	<ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨を踏まえ、学生が授業内及び授業外で取り組む学修の平均時間を明らかにすることで、学生が、学位プログラムが期待する水準の資質・能力を身に付けるための一般的な前提条件を満たしているかについて、全体的な状況を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生が、当該学位プログラムに関連する授業内外それぞれの学修に費やした時間の平均値及び分布その他の全体的な状況 (各授業科目における到達目標の達成状況や履修単位の登録上限設定の状況と併せて分析を行い、公表することが有益) 関連する法令等：基準第21条 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生へのアンケート調査を通じた収集 (※) 今後新たに調査・収集を行う大学においては、例えば以下のような手法での調査・収集が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・学修時間の集計単位：1時間単位での把握 ・集計期間の選定：試験直前期や長期休暇期間などを除く平均的な一週間における学修時間 (※) 学修時間以外の生活時間の調査についても、学修成果・教育成果の把握・可視化の観点から併せて行うことも考えられる ・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集

¹ 「平成30年度大学等卒業者の就職状況調査（4月1日現在）」 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/05/1416816.htm

² https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm

情報		①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の科目により直接的に評価することができるものをどの程度の水準で備えているかについて、全体的な状況を明らかにする ・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち左記の科目により直接的に評価することができるものを獲得してゆく過程について、全体的な状況を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の授業科目の科目名、到達目標、到達目標と「卒業認定・学位授与の方針」との対応関係、成績評価基準及び成績評価手法 ・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の授業科目により直接的に測定することができるものの達成状況に関する全体的な状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集
	卒業論文・卒業研究の水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が、学位プログラムが提供する教育の集大成として、どのようなテーマの卒業論文作成・卒業研究実施に取り組んでいるかを明らかにする ・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた専門教育に係る資質・能力を総合的にどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにする ・ 専門教育に係る資質・能力以外のものについても、学位プログラムが提供する教育の集大成である卒業論文作成・卒業研究実施の過程で行われる学生の様々な活動を通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業論文・卒業研究に取り組んでいる学生の人数と割合 ・ 卒業論文・卒業研究の代表的なテーマ ・ 同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の卒業論文・卒業研究に対する評価基準（専門教育に係る資質・能力やその他の資質・能力に対する基準を含む） ・ 卒業論文・卒業研究に対する評価の平均値及び分布その他の全体の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学内調査による代表的なテーマの収集 ・ 卒業論文・卒業研究の評価により明らかにすることができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち専門教育に係る資質・能力との関係の整理 ・ 卒業論文作成・卒業研究実施の成果物に対する指導教員等の評価基準・評価手法の収集
	アセスメントテストの結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が、当該アセスメントテストにより測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全体的な状況を明らかにする ・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（アセスメントテストにより測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるものか、等） ・ 同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 ・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるアセスメントテスト（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべきアセスメントテスト）の特定 ・ 大学として結果を把握すべきアセスメントテストを受験した学生からの報告による結果の収集
語学力検定等の学外試験のスコア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が、当該試験により測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全体的な状況を明らかにする ・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（学外試験により測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるものか、等） ・ 同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 ・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる学外試験（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき学外試験）の特定 ・ 大学として結果を把握すべき学外試験を受験した学生からの報告による結果の収集 	

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
資格取得や受賞、表彰歴等の状況	<p><資格取得の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生が、当該資格の取得のために求められる資質・能力を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする ・当該資格の取得により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力の一部を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする <p><受賞、表彰歴等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生が、当該受賞、表彰等のために求められる資質・能力を高い水準で身に付けることができていることを明らかにする ・当該受賞、表彰等により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかを明らかにすることができる 	<p><資格取得の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の取得により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（資格取得により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるものか、等） ・同一の学位プログラムに属する学生における資格取得者の人数 <p><受賞、表彰歴等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞、表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（受賞、表彰等により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるものか、等） ・同一の学位プログラムに属する学生における受賞者・表彰者等の人数や具体的な例 	<p><資格取得の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得により証明することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる資格（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき資格）の特定 ・上記の資格の取得に関する試験等を受験した学生からの報告による結果の収集 <p><受賞、表彰歴等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の賞や表彰制度等の受賞や表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理 ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる賞や表彰制度等の特定 ・上記の賞や表彰制度等について受賞し又は表彰等された学生からの報告による情報の収集
卒業生に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・進学先の大学院や就職先の企業などにおける卒業生に対する評価を通じて、学位プログラムを修了した学生が、実際に「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力に照らした、卒業生に対する雇用主や進学先の指導教員からの評価やその代表例、その他の全体的な状況（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益） 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生の雇用主や進学先の指導教員からのアンケート・ヒアリング等により収集
卒業生からの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・学位プログラムにおける学修や教育が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得に資するものであったかや、学位プログラムを通じて身に付けた資質・能力が、進学先や就職先でどのように役立っているかについて、全体的な状況を、進学・就職から一定期間経過した卒業生からの評価により明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得にあたって学位プログラムが果たした役割についての、卒業生からの評価 ・進学・就職等の進路毎に、どのような資質・能力が役立っているかについての、卒業生からの評価（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生に対する評価と併せて分析を行い、公表することが有益） 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生からのアンケート・ヒアリング等により収集

(2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法	
①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	入学者選抜の状況	<ul style="list-style-type: none"> 各学位プログラムにおける個別学力検査の実施教科・科目、入試方法、その他入学者選抜に関する基本的な事項 合否判定の方法や基準 試験問題及びその解答 入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数及び入学者数等 (各年度における「大学入学者選抜実施要項³⁾」に基づく公表を実施することが想定される。) 	<ul style="list-style-type: none"> 入試情報の収集 	
	教員一人あたりの学生数	<ul style="list-style-type: none"> 学生数に対して十分な教員を確保することで、密度の濃い授業や丁寧な履修指導が可能な環境であることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 大学全体としての教員と在籍する学生の人数比 学位プログラム毎の、専任教員と在籍する学生の人数比。 (公表の際は、単に人数比を公表するのではなく、クラスサイズや専任教員以外の教員・TA(ティーチング・アシスタント)・RA(リサーチ・アシスタント)等の活用状況などを踏まえた分析を付することが望ましい。) 関連する法令等：規則第172条の2第1項第3号 関連する調査等：「学校基本調査」 	<ul style="list-style-type: none"> 人事記録等(学校基本調査を活用することも考えられる)
	学事暦の柔軟化の状況	<ul style="list-style-type: none"> 入学・卒業時期の選択枝や自由度を明らかにすることで、密度の濃い主体的な学修が可能とする環境や、留学等との接続が容易な環境であることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 大学としての学事暦の状況(具体的な授業期間など)(学位プログラムにより異なる場合は学位プログラム毎の状況) (各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益) 	<ul style="list-style-type: none"> 学事暦に関する学内規定の確認
	履修単位の登録上限設定の状況	<ul style="list-style-type: none"> 履修単位の登録上限に関する制限やその例外を明らかにすることで、大学が、密度の濃い主体的な学修を可能としつつ、意欲・能力のある学生には更なる学修を可能とする環境を提供していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 履修単位の登録上限制度の有無 制度の具体的な内容(上限単位数など) 例外の具体的な要件(成績要件と追加登録が可能な単位数など) (各授業科目における到達目標の達成状況や学修時間と併せて分析を行い、公表することが有益) 関連する法令等：基準第27条の2 	<ul style="list-style-type: none"> 学内規定の確認
	授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容)	<ul style="list-style-type: none"> 学生と教員との契約書ともいえるシラバスについて、適切な到達目標や講義方法、講義計画、成績評価基準を定めると共に、学生の主体的な学びを助ける事前事後学修課題を提示することで、大学が、個々の授業科目を「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて適切に設計していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 大学としてのシラバス作成に関する方針(どのような項目をどのような観点から記載しているかを説明するもの) 個々の授業科目のシラバス(特に必修科目や選択科目については、可能な範囲で学位プログラム毎に編集されることが望ましい) (カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況やナンバリングの実施状況との関係も併せて公表することが有益) 関連する法令等：規則第172条の2第1項第5号、基準第25条の2第1項 	<ul style="list-style-type: none"> 学内におけるシラバス作成に関する方針の確認 電子シラバスへの登録等を通じたシラバスの収集
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	<ul style="list-style-type: none"> 意欲や能力を備えた学生の多様な学修ニーズに対応できる選択枝が複数存在することを明らかにすると共に、当該選択枝の活用状況を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 早期卒業及び大学院への飛び入学に関する要件 学位プログラム毎の早期卒業生・大学院への飛び入学者の人数及び割合 	<ul style="list-style-type: none"> 早期卒業及び大学院への飛び入学に関する学内規定の確認 教務履歴の収集 	

³⁾ 「令和2年度大学入学者選抜実施要項について(通知)」(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/05/1282953_001_1_1.pdf)

情報		①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
	FD・SDの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 「卒業認定・学位授与の方針」に基づき教育の成果を最大化するため、当該方針に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義し、これを踏まえて最適なFD・SDを実施していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像 大学として実施しているFD・SDの内容（対象別の内容や頻度、参加率（どのような立場の者がどのような内容のFD・SDに参加したかが分かることが望ましい）など） 他大学や教育関係共同利用拠点との連携等によりFD・SDを実施している場合は、連携して実施するFD・SDの概要（連携先の名称や、FD・SDの内容、頻度など） FD・SDを担当する組織・部局を有する場合は、その概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど） <p>関連する法令等：基準第25条の3、第42条の3 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」⁴</p>	<ul style="list-style-type: none"> FD・SDの内容の収集
② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	GPAの活用状況	<ul style="list-style-type: none"> 学位プログラム毎に、所属する学生それぞれのGPAの平均値等を明らかにすることで、学生が各授業科目に定められた到達目標に全体的にどの程度到達しているかという学位プログラムの全体的な教育の達成状況を明らかにする GPAを、留年や退学の勧告等の基準や、履修指導・学修支援のための基礎情報として用いていることを明らかにすることで、「卒業認定・学位授与の方針」に基づき、質の高い教育を提供していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 大学全体としてのGPAの算定方法（評語とGPとの対応関係や、不可となった科目や履修登録を取り消した科目の扱い、など） 学位プログラム毎のGPAの平均値及び分布（入学年度や学期などの観点から分類した数値も併せて公表することが望ましい） GPAの活用状況（以下のような活動等の判断基準としてGPAを用いているか否か） <ul style="list-style-type: none"> 学生に対する個別の学修指導 奨学金や授業料免除対象者の選定 履修上限単位制限の解除 進級・卒業判定、退学勧告 大学院入試の選抜 早期卒業や大学院への早期入学 <p>（各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益）</p> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第6号 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> GPAの算定方法に関する学内規定の確認 教務履歴などより収集
	カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> 「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえたカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを明らかにすることで、各学位プログラムが、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成していることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 学位プログラム毎のカリキュラムマップ・カリキュラムツリー（※） <p>（※）カリキュラムマップやカリキュラムツリー以外の方法で、学位プログラムのカリキュラムにおいて、「卒業認定・学位授与の方針」との関係で過不足なく科目が配置されていることを検証している場合は、当該方法。</p> <p>（授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）やナンバリングの実施状況との関係も併せて公表することが有益）</p> <p>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムマップ・カリキュラムツリー等の収集

⁴ 「大学における教育内容等の改革状況について（平成28年度）」 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daijaku/04052801/1417336.htm

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
ナンバリングの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 大学が、ナンバリングの実施を通じて、学位プログラムを構成する個々の授業科目の教育課程上の水準や学位プログラム全体の体系的な整理された適切なカリキュラムを編成するための取組を行わっていることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 大学としてのナンバリングに関する方針（どのような分類基準に基づいてナンバリングを実施しているかを説明するもの） 学位プログラム毎のナンバリングを行った授業科目一覧（授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）やカリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況との関係も併せて公表することが有益） <p>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学としてのナンバリングに関する方針の確認 ナンバリング済みの授業科目一覧の収集
教員の業績評価の状況	<ul style="list-style-type: none"> 大学が、研究活動のみならず教育活動における業績を評価する仕組みを整え、教員が積極的に教育活動や教育改善に取り組む意欲を持つことができる環境を整えていることを明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学としての教員の業績評価に関する方針など <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第3号</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学としての教員の業績評価に関する方針の確認
教学IRの整備状況	<ul style="list-style-type: none"> 教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上で基盤となる教学IRについて適切な制度整備や人材育成を行っていることを明らかにすることで、教学マネジメントを行う体制を整えていることを明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> 大学として実施している教学IRの主な内容（分析事例の紹介や、教学IRをきっかけとする教学改善の事例の紹介など） 教学IRを担当する組織・部局の概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど） 教学IRに関する学内規則 <p>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教学IRの主な内容の収集

「教学マネジメント指針」用語解説

(50音順)

アセスメントテスト

学習到達度調査。学修成果の測定・把握の手段の一つ。ペーパーテスト等により学生の知識・能力等を測定する方法の総称で、外部団体・企業等が開発するものの他に、近年は大学内で作問等を行い学習到達度の確認に使用している例もみられる。

米国で導入されているCLA (Collegiate Learning Assessment)、ETS®Proficiency Profile、CAAP (Collegiate Assessment of Academic Proficiency)、ETS®Major Field Test等のアセスメントテストは、一般に、大学内で抽出された低学年・高学年双方の学生が受験し、その点数の推移等で大学の教育効果を把握する目的で導入されているものであり、学生個々人の能力を判定するものとは異なる。

アセスメントプラン

学生の学修成果の評価（アセスメント）について、その目的、学位プログラム共通の考え方や尺度、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針。

インスティテューショナル・リサーチ（IR）、教学IR

Institutional Researchの略。高等教育機関において、機関に関する情報の調査及び分析を実施する機能又は部門。機関情報を一元的に収集、分析することで、機関が計画立案、政策形成、意思決定を円滑に行うことを可能とさせる。また、必要に応じて内外に対し機関情報の提供を行う。本指針においては、教学に関する部分について「教学IR」として取り扱っている。

FD・SD

⇒ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメントの各項目を参照。

学位プログラム

大学等において、学生に短期大学士・学士・修士・博士・専門職学位といった学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラムのこと。

学修成果

「学修成果」は、プログラムやコースなど、一定の学修期間終了時に、学修者一人一人が自らの学びの成果として、知り、理解し、行い、実演できるようになった内容。「学修成果」は、多くの場合、学修者が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示される「学修目標」と対応するものと考えられる。その際、「学修目標」は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学修者にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものでなければならない。

学修成果・教育成果の把握・可視化

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況に関する様々な情報を入手し、その意味を理解すること（把握）、及び、その内容をより深く理解し、かつ第三者から見ても理解できる形で表現すること（可視化）。

把握・可視化にあたっては、全ての学修成果、教育成果を網羅的に把握できず、また、把握した情報が全て可視化できるわけでもないという限界が存在することや、把握・可視化を行うにあたっては、学生・大学に相応のコストを要することなどに留意する必要がある。

学修ポートフォリオ

学生が、学修過程ならびに各種の学修成果（例えば、学修目標・学習計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表など）を長期にわたって収集し、記録したもの。それらを必要に応じて系統的に選択し、学修過程を含めて到達度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップアップを図るといふ、学生自身の自己省察を可能とすることにより、自立的な学修をより深化させることを目的とする。従来の到達度評価では測定できない個人能力の質の評価を行うことが意図されているとともに、教員や大学が、組織としての教育の成果を評価する場合にも利用される。

学修目標

学生の学修成果の目標。「『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日、中央教育審議会大学分科会大学教育部会）では、「卒業認定・学位授与の方針」は学生の学修目標ともなるものとして、その策定にあたっては、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化することや、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し学位を授与するのかという方針をできる限り具体的に示すことなどが留意事項として掲げられている。

「学士力」、「各専攻分野を通じて培う学士力」

平成20（2008）年12月24日の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において提言された学士課程共通の学習成果に関する参考指針。学士課程修了者が身に付けていることを期待されている能力として定義され、4分野13項目から構成される。

カリキュラムツリー

カリキュラムにおける履修の体系性を示すため、授業科目相互の関係や学修の道筋等を表した図の総称。表現する形や内容により、履修系統図やコースツリー、カリキュラム・チャートとも表現される。学生と教職員がカリキュラム全体の構造を俯瞰できるようにすることで、体系的な教育課程の編成・実施や履修を促す意図を持つ。

カリキュラムマップ

学生が身に付けることが期待される知識・技能・態度等、学修目標として示される項目と授業科目との間の対応関係を示した図の総称。学生と教職員がカリキュラム全体の構造を俯瞰できるようにす

ることで、体系的な履修を促す意図を持つ。学修目標と各授業科目の対応に加え、授業科目の目標や、開講学期等と組み合わせてマトリクス形で示されるものが多くみられる。カリキュラムマップのうち、特に順次性や授業科目間の関係性を示すことを重視して、チャート型等で示したものは、カリキュラムツリーと呼ばれる。

教育成果

「教育成果」は、大学が、学位プログラム等の教育活動を通じて「学修目標」に定める資質・能力を備えた学生を育成した成果を示すもの。「学修成果」と同様に、「学修目標」と対応するものと考えられる。

教学マネジメント

大学がその教育目的を達成するために行う管理運営。「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月26日中央教育審議会答申）では、その確立に当たっては、学長のリーダーシップの下で、

- ・卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（「三つの方針」）に基づく体系的で組織的な教育を展開し、その成果を学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うという、教育及び学修の質の向上に向けた不断の改善に取り組むこと
 - ・学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用すること
- が必要であるとされている。

高等教育計画

昭和50年度から平成16年度までの間、高等教育政策においては、高等教育計画の立案により、主として18歳人口の増減に依拠して高等教育規模を想定しつつ需給調整を図る政策手法が採用されてきたが、「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月中央教育審議会答申）において、経済成長期に採られてきた政策手法はその使命を終えるものとされ、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行が提言された。

GPA

Grade Point Averageの略。学生の成績評価については、大学設置基準等において、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して成績評価の基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に則して適切に評価を実施することが要求されている。GPA制度は、客観的な成績評価を行う方法として大学に導入されているもので、例えば、授業科目ごとに5段階（例：A、B、C、D、F）で成績評価を行い、それぞれ4から0のグレード・ポイントを付し、この単位当たりの平均を出し、その一定水準を卒業などの要件とする、等の形で運用されている。

主専攻・副専攻制

主専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させる取組であって、学内で規定が整備されている等、組織的に行われているものをいう。

シラバス

学生が授業科目の履修を決める際の参考資料や準備学習を進めるために用いられる各授業科目の詳細な授業計画。一般に、授業科目、担当教員名、講義目的、毎回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習のための具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件などが記載されている。また、教員相互の授業内容の調整や、学生による授業評価などにも使われる。

スタッフ・ディベロップメント（SD）

職員全員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。なお、「職員」には、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれる。

設置認可

大学、短期大学、高等専門学校を設置しようとする者が文部科学大臣に認可申請を行い、その設置の可否について大学設置・学校法人審議会の審査を経て、文部科学大臣が認可を行う。

大学ポートレート

文部科学省に置かれた「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」の提唱等により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力しつつ運営する、データベースを用いた大学の教育情報の公表・活用のための共通的な仕組み。大学の多様な教育活動の状況を分かりやすく発信することにより、大学のアカウンタビリティの強化や進学希望者の進路選択支援、国際的信頼性の向上等を図るとともに、大学自らが教育情報を活用することによる、エビデンスに基づく大学教育の質的転換の加速等を目的としている。平成26年10月に私立大学・私立短期大学の教育情報の提供、平成27年3月から国公立大学、短期大学全体の教育情報の提供を開始した。

ティーチングアシスタント（TA）

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実施・実習等の教育補助業務を行わせ、大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当を支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたもの。我が国のTAの数は8.2万人（平成28（2016）年度の文部科学省調査）であるが、その内訳をみると、約6割が自然科学系での活用となっている。また、大学院でなく、学士課程の学生を教育の補助業務に携わらせる場合、TAとは区別してスチューデント・アシスタント（SA）と称することが多い。

内部質保証

内部質保証とは、大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。なお高等教育機関における質保証とは、高等教育機関が、大学設置基準等の法令に明記された最低基準としての要件や認証評価等で設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、自らが意図する成果の達成や関係者のニーズの充足といった様々な質を確保することとされる。

ナンバリング

ナンバリング、あるいはコース・ナンバリング。授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序、授業科目間の関係性等を表し、学内外に、教育課程の体系性を明示する仕組み。①大学における授業科目の分類、②複数大学間での授業科目の共通分類という二つの意味を持つ。対象とするレベル（学年等）や学問の分類を示すことは、学生が適切な授業科目を選択する助けとなる。また、科目同士の整理・統合と連携により教員が個々の科目の充実に注力できるといった効果も期待できる。

認証評価制度

文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）が、大学、短期大学及び高等専門学校の教育研究等の総合的な状況等について、各認証評価機関が定める大学評価基準に基づき行う評価。大学等は政令で定められた期間ごとに自ら選択した認証評価機関による認証評価を受けることが義務付けられている。認証評価には、大学等の教育研究等の総合的な状況の評価（機関別評価）と、専門職大学、専門職短期大学又は専門職大学院の教育課程等の評価（分野別評価）の2種類がある。

能動的学修（アクティブ・ラーニング）

大学等におけるアクティブ・ラーニングとは、一方向性による知識伝達型の学習方法ではなく、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催等を挙げることができる。なお、大学設置基準等においては、こうした意味でのFDの実施の各大学に求めているが、単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員団の職能開発の活動全般を指すものとしてFDの語を用いる場合もある。本指針では後者も踏まえつつ、教学マネジメントの一環として実際に教育活動を改善していく側面を有する活動としても位置付けている。

プレFD

博士課程（前期課程を除く）の学生を対象とした、学識を教授するために必要な能力を培うための機会。令和元年8月の大学院設置基準の改正において、大学は、プレFDに関する機会の設定、又は当該機会に関する情報提供に努めることとされた。

プロボスト

provost、大学全体の予算、人事、組織改編の調整権を持ち、学長を統括的に補佐する副学長（総括副学長）。

分野別参照基準

学士課程における各分野の専門教育が、その核として共有することが望まれる基本的な考え方を示し、各大学における教育課程編成の参考にしてもらうことを通じて、大学教育の質の保証に資することをその目的として、日本学術会議が作成している。（現在までに32分野の参照基準を公表）

ベンチマーク／ベンチマーキング

大学が収集・分析した各種の情報について、立地等の環境や学問分野等が共通・類似する大学や学位プログラムと比較すること。一般的には、ベンチマークを用いた比較の活用により、各種の改善や向上につなげることができるとされている。

「三つの方針」（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）

- ・卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）：各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標（学修目標）ともなるもの。
- ・教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）：卒業認定・学位授与の方針の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。
- ・入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）：各大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学修成果（「学力の3要素」についてどのような成果を求めるか）を示すもの。

モデルコアカリキュラム

学位プログラム単位において、習得すべき知識、技能、態度等を明確にし、到達目標やそのために必要なカリキュラムについて、授業科目や必要単位数等を定めたもの。

ルーブリック

米国で開発された学修評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難な、パフォーマンス等の定性的な評価や、質的評価、直接評価に向くとされ、評価者、被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリットがある。

コースや授業科目、課題（レポート）などの単位で設定することが可能であり、学位プログラム全体を通じての学修目標の達成度評価や、学年毎の達成度の把握等に用いることもできる。学位プログラムやカリキュラム全体を通じて使われるものは、プログラムルーブリックやカリキュラムルーブリックと呼ばれる。また、学内の異なる学位プログラム間で共通に使用される全学共通ルーブリックや、米国AAC&U (Association of American Colleges & Universities)が複数機関間で共通に活用することを想定して開発したVALUEルーブリックなど、様々な形で活用が進められている。